

# 中世後期における国家的祈雨・止雨儀礼

小河 仁

はじめに

降雨の多寡は現代の生活にも多大な影響を与えるものである。昨今の様々な自然災害からわかるように、旱魃による水不足や豪雨による洪水などは、我々人間の生存を脅かす重大な灾害であるといえる。現代よりも様々な技術が未発達であった前近代社会ともなれば、その影響はさらに甚大であつたと考えられ、生産の中心が農耕であつた時代において雨が降るか降らないかは、我々の想像をはるかに超える深刻な問題であつたはずである。

そこで、旱魃や霖雨の「現実的」な対処法として、灌漑設備の整備や治水工事等がなされたことは想像に難くないが、一方で、様々な祈雨・止雨の儀礼が国家によつて行われていた(一)。

大林太良氏によれば、雨乞いが行われるのは、「地球上でも比較的温暖な地域と、暑熱の地域」であり、行わぬのは、「寒い極北地方」と「極端な乾燥地帯」とであるというから、世界中のかなり多くの地域で行われていたといえるだらう(二)。

日本の古代・中世における祈雨・止雨儀礼には、①国家が行うもの、②国司が行うもの(三)、③莊園領主が行うもの(四)、④民衆が行うもの(五)、というように様々な階層において行われるものがあつた。

本稿が取り扱うのは、日本の中世後期(六)における国家的祈雨・止雨儀礼であるが、ここで「国家的儀礼」というものをひとまず定義しておきたい。本稿における「国家的儀礼」とは、朝廷・幕府といった國家統治を担う機関、あるいは、換言すれば「王権」ないし「政権」が寺社などの宗教勢力に命じて行わせる儀礼とする(七)。このような「国家的儀礼」は、中世における朝廷の衰退により廃絶したか、あるいは応仁の乱以降の戦乱で断絶してその後に再興されなかつたかのいずれかであつたと考えられる。その中で、朝廷による祈雨・止雨儀礼は、様々に方法を変化させながらも古代から近世末頃まで実施し続けられたのであり、祈願の方法および主体は、神祇、仏教、陰陽道というように多様であつた。

以上から、この国家的祈雨・止雨儀礼の重要性としては、第一に、大嘗祭や伊勢神宮の式年遷宮などの「国家の重大儀礼」ほどのものではないが、朝廷が近世末まで継続して行つたことから、国家にとつて必要とされたと考えられる点、第二に、儀礼が宗

教・信仰上で多様であることから、国家と様々な宗教勢力との関係を明らかにし得るという点が挙げられる。また、祈雨・止雨儀礼は、国家的変異祈禱の代表的なものとみなすことができると考える(八)。

次に、祈雨・止雨儀礼に関する研究状況の問題点であるが、これについては以下の四点が挙げられる。第一に、古代が比較的研究されているのに対し、中世はあまり研究されていないことにより、中世にどのような儀礼が行われ、それがいつまで続き、いつ終わりを迎えるのかという点が考察されていないことがある(九)。第二に、中世の祈雨儀礼を主題とする研究はかなり少なく、研究がある場合でも、仏教の儀礼を研究したもので、密教、特に真言密教の祈雨が中心であり、その他は興福寺や高野山といった個別寺院の事例のみとなっていることがある。また、儀礼そのものの研究以外では、室町期の公武祈禱の研究や、禅宗儀礼の研究で少し触れられているが(一〇)、中世で神祇による祈雨・止雨を主題とするものは、ほぼ皆無といえる(一一)。第三に、止雨の研究が少ないことが挙げられる。祈雨とまとめて扱っているものが少ないわけではないが(一二)、極めて少ないといえる。止雨は祈雨とは正反対の儀礼であるが、神祇に対して祈雨・止雨する場合はほぼ同じ内容であることから考えて、一体のものと

して扱うべきであろう。第四に、祈雨・止雨儀礼の研究では、どのような儀礼が行われたか、または儀礼の内容がどのようにあつたかばかりに注意が払われ、儀礼の費用、換言するなら儀礼の経済的側面については、これまでほとんど考慮されなかつたことが挙げられる。これを補う必要があり、「国家財政」の研究で儀礼の費用に言及したものを利用することで明らかにできると考える。中世後期における恒例儀礼費用の研究には、種々の儀礼の費用を明らかにしたものがあり、儀礼費用を中心に考察したものもある(一三)。

神祇による国家的祈雨・止雨を考察する場合には、二十二社が避けては通れない存在であろう。二十二社は、天変地異や祈年穀などの臨時奉幣・祈禱が行われた神社群で、古代から中世の朝廷に重要視されていた。その研究としては、成立期及び成立していく段階が中心であるように思われるが、これについて岡田莊司氏は、院政期以降の中世は研究が手薄となつているとし、二十二社制が終焉する中世末期から近世までの神社機能の変貌過程、二十二社制度の中世祭祀体制としての全体像を見極めることの重要性を主張している(一四)。この指摘から二十年ほど経過しているが、諸国一宮の研究が比較的なされていたのに比べて、中世における二十二社の研究状況はあまり変わっていない

ないといわざるを得ない。その中において、太田直之氏は、二社の一部に置かれる室町將軍家御師職を検討した論文で、中世後期の二十二社を研究するにあたっては、諸社と天皇・朝廷の関係性だけでは限界があり、室町幕府（武家）の神祇政策を検討する必要性を述べている（五）。

祈雨・止雨儀礼で重要な役割を担つた丹生川上・貴船の二社は、中世後期においても奉幣を受け続けているが、史料的制約のためか、その動向について検討した研究はないに等しい。管見によれば、これらの神社の研究としては、丹生川上社神主小川氏の研究、上賀茂社と貴船社との訴訟の研究が少しあるくらいで、また、大和国所在の二十二社もほとんど研究がなく（六）、研究蓄積があるのは、興福寺と一体化していた春日社のみといつても過言ではない（七）。

以上、関係する先行研究の状況を見てきたが、それを受け、本稿では、神祇・仏教にわたるまとまつた研究が皆無の中世後期において実施された祈雨・止雨儀礼の実態、国家的祈雨・止雨儀礼が近世に向けて廃絶する変化の状況を中心に考察する。また、儀礼に見られる信仰や実施される場にも注目することで、単にどのような儀礼が行われたのかを示すことなどまらず、より立体的に儀礼のあり方を明らかにするように努めたい。

第一章 中世後期における国家的祈雨・止雨儀礼の概要

室町時代の国家的祈雨・止雨儀礼については、まず、「公武統一政権」論において祈禱がどのように位置づけられているのかを先行研究から確認することから始める。その後、この時代に特有な禅宗（京都五山ほか）による祈雨・止雨儀礼や、儀礼の財政的側面を取り上げる。

### 第一節 「公武統一政権」論における祈禱

佐藤進一氏以来の「室町幕府による王朝諸権限の吸収」という枠組みを踏まえて、室町殿が主従的に公家の伝奏を介して公事を掌握して王朝の国家機構を支配下に置くという「公武統一政権」の構造が足利義満期に成立し、その公事の一つか「実質的に国王を象徴するような」意義を持つ変異祈禱であつたことを指摘したのが、富田正弘氏の一連の祈禱研究であつたと中世後期の武家祈禱を研究する大田壯一郎氏は評価している。ただ、大田氏は、富田氏の研究があくまで公武関係を論じるためのもの

であつて、祈禱の分析は手段でしかなく、祈禱に対する関心が

二次的なものであつたとする。そして、武家祈禱としての顕密諸宗の祈禱が「国家的」であるか否か、禅宗の祈禱が「私的」であるか否かというように、祈禱の性格をめぐる評価についても

注意を促しているが、そこでは、顕密諸宗の祈禱を国家的祈禱とみなす立場が、公家政権の祈禱と同種・同規模であるとする富田氏の説によつていると指摘する(八)。その他に、大田氏は、足利義満の北山殿における祈禱はあくまで義満護持に特化した「私的」なもので、国家的祈禱の一環とみることは出来ないとし、義満の祈禱を「国王」・「治天」の祈禱として評価する今谷明氏の見解を批判している(九)。

本稿も変異祈禱の一種である祈雨・止雨儀礼を「国家的」祈禱とみなしている点からすれば、富田氏の説によつているといえるのであろうが、本稿で「国家的儀礼」として中心的に扱うのは朝廷の祈禱である祈雨・止雨儀礼であり、これらをそのようにみなすことは特に問題ないと考える。ただ、禅宗である京都五山の祈雨・止雨などは、幕府から命じられていることが多いようであり、武家祈禱であるこれらを「国家的儀礼」とみなしうるかについては検討を要する。この点については、禅宗の祈雨を取り扱う次節で検討することにならう。本節では「公武祈禱」で

ある祈雨・止雨儀礼の事例を示したい。

【史料】『東寺百合文書』(東寺廿一口供僧方評定引付) 文安二年(一四四五)五月廿九日、六月一日(一)は割注を示す。以下の史料も同様。)

同廿九日

重耀 隆遍 覚寿 融覚 聖清 宗融 弘英  
清円 原清 寛融 宗寿 快寿 宗果

一祈雨事、自<sub>二</sub>公武<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>之、仍水天供、自<sub>二</sub>臘<sub>一</sub>、七月宛(毎日一座)、如<sub>レ</sub>例、於<sub>二</sub>内陣<sub>一</sub>行<sub>レ</sub>之、神泉苑參詣(毎朝三人)、於<sub>二</sub>御影堂<sub>一</sub>、千返陀羅尼(三ヶ日)、皆參、此条々、自<sub>二</sub>今日<sub>一</sub>〈廿九〉始<sub>二</sub>行<sub>レ</sub>之、水天供一事、一七ヶ日、不<sub>二</sub>雨下者、次<sub>二</sub>臘<sub>一</sub>、七ヶ日、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>之由、衆議畢、

六月一日

重耀 隆遍 覚寿 聖清 梁慶 宗融 弘英  
清円 原清 寛融 宗寿 重増 堯秀 宗果  
快寿

一降雨之上者、雨御祈、令<sub>二</sub>結願<sub>一</sub>之、公武御卷數、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>上進<sub>一</sub>之由治定畢、(禁裏尊勝供、室町殿水天供、)

この史料(一)からわかることは、東寺における水天供では「公武」から命令があつて実施されていることであり、仏教による

祈雨儀礼は「公武」共同で命じていたことが推定される。

また、東寺僧が神泉苑に参詣する行為が見られるが、これは他に三例ほどあり、祈雨の一種であると考えられる(二一)。

(二二)で「公武統一政權」論における祈禱からやや離れるが、この時代、つまり、中世後期までに行われていた国家的祈雨・止雨儀礼をほぼ網羅していると思われる点で重要な史料を紹介しておきたい。それは『夕拝備急至要抄』(二三)の記述である。五味文彦氏によれば、その成立年代は嘉元二年(一二〇五)から徳治三年(一二〇八)で、著者は藤原兼仲とされる(二三)。『群書解題』を参照すると、「藏人のためにその急に備えるための執務の参考書」とある(二四)。やや長文ではあるが、必要な部分を以下に引用する。

【史料】『夕拝備急至要抄』卷下「一祈雨御祈」・「一藏人所御占」・「一祈雨止雨奉幣」

#### 一祈雨御祈。

神泉苑掃除。〈差進使藏人。小舎人等相從。無レ驗之時差一二改之。降雨之時。藏人參内。給レ祿。丹生。貴布祢社。一両度發遣。無レ驗之時以<sub>二</sub>藏人<sub>一</sub>為レ使。十烈東遊相具云々。〉上卿。弁。内記。〈宣命料。〉幣馬。官外記。陰陽寮。日時使定。

室生龍穴御読経。醍醐清瀧御読経。日時。〈已上先勘レ之。〉上卿。弁。官外記。陰陽寮。  
職事書<sub>二</sub>口宣<sub>一</sub>。於レ陣下<sub>二</sub>上卿<sub>一</sub>。上卿仰レ弁。室生龍穴御読経。令<sub>二</sub>山階寺別當行<sub>一</sub>之。清瀧御読経。令<sub>二</sub>醍醐寺座主<sub>一</sub>之。口宣一同前。三ヶ日行レ之。(嘉禄元年・同三年・仁治元年・寛元二年の宣旨は略。)  
軒廊御ト。  
仰詞。〈炎旱涉レ旬何咎祟哉。宜仰<sub>二</sub>神祇官陰陽寮<sub>一</sub>ト申ヨ。〉  
上卿。弁。官寮。  
神泉千度御祓。〈或神泉或陰陽師里第行レ之。〉  
用途。〈藏人方沙汰。〉勅使。〈藏人參向。諸司打レ幄。〉  
五龍御祭。〈於<sub>二</sub>神泉苑<sub>一</sub>行レ之。三ヶ日。陰陽頭行レ之。〉  
用途。〈藏人方沙汰。〉御祭文。〈可レ有<sub>二</sub>御諱字<sub>一</sub>。〉勅使  
〈藏人。〉名香。茅席薦績松等。修理職構<sub>二</sub>仮屋<sub>一</sub>。  
請雨經法。〈於<sub>二</sub>神泉苑<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>始<sub>一</sub>行之。〉  
阿闍梨。〈醍醐寺座主事也。〉伴僧廿口。仮屋五宇。供  
米。油。雜具。〈召<sub>二</sub>支度<sub>一</sub>。〉用途。〈被<sub>二</sub>支配<sub>一</sub>諸國。〉  
不<sub>レ</sub>渡<sub>二</sub>御衣<sub>一</sub>。〈先例也。〉可<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>勸賞<sub>一</sub>職。〈阿闍梨伴僧宿所。仰<sub>二</sub>行事官<sub>一</sub>点<sub>一</sub>定之。〉  
發願儀無<sub>二</sub>殊事<sub>一</sub>。奉行人不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>參向<sub>一</sub>。此法邂逅之秘法也。

進上実相院前大僧正御房

永久被レ行レ之。延應先人御奉行。

神泉孔雀經御読経。

上卿。弁。書手宰相。官外記。

日時定。〈当日日次

一藏人所御占。

兼問レ之可レ申定。〉僧名。〈弁行レ之。〉御導師。〈東寺長者。藏人方催レ之。〉蔀屋。〈官方沙汰。木工寮給レ成功作レ之。〉供米布施。〈官方沙汰。〉結願御布施取殿上人。〈藏人方催レ之。〉度者使。〈近衛次將。初日仰レ之。〉勸賞。〈修中降雨之時行向仰レ之。〉御願文趣。〈奉行職事參向。〉奉行藏人。行香不定殿上人。〈自レ藏人方催レ渡之。〉

依一

天氣執達如レ件。

中降雨之時行向仰レ之。〉御願文趣。〈奉行職事參向。〉奉

仰詞。〈霖雨不レ晴。洪水有レ難。何咎祟哉。以レ詞仰レ之。〉

良。〈鴨社。日吉。〉巽。〈伊勢。稻荷。祇園。〉方角神。穢氣不

淨之由。成レ其祟。之由占申之間。宣下之。口宣書様。

(弘安十年の宣旨は略。)

本宮參籠仰レ祭主。

途。〈諸國。或成功。〉注三進支度。進二卷數。用

依

旬月已來。霖雨未レ晴。只□綠水之害。未レ播青苗之種。二

阿闍梨被レ仰レ叡感。天氣執達如レ件。

被二 細言レ傳。水天供件。立依二月華之離畢。兼知二秋稼之成レ雲。修中甘澍。天下普潤。法驗之至。叡感尤

深之由。宜レ被二仰遣。者。 細言如レ此。悉々謹言。

五月廿七日 院宣執達如レ件。

治部少輔 〈在判〉

六月十七日

祭主權大副殿

一 祈雨止雨奉幣。

日時。〈勘レ之。〉 上卿。 弁。 内記。〈宣命。幣馬。〉  
使藏人。 官外記。

以上から「祈雨御祈」には、神祇では丹生川上・貴船の二社奉幣、仏教では室生龍穴御読経、醍醐清瀧御読経、請雨經法、神泉孔雀經御讀経、水天供、陰陽道では神泉千度御祓、五龍祭、その他に神泉苑掃除があつたことがわかる。これらの儀礼は朝廷による祈雨儀礼として行われてきたもので、旱魃に際して実施可能な「選択肢」として意識されたものであると考えられるが、これららの儀礼は、朝廷が命じたことから、本稿における「国家的儀礼」の定義にあてはまるものである。

また、『夕拝備急至要抄』には鎌倉において祈雨・止雨儀礼として行われた七瀬御祓も見られるが、朝廷では祈雨・止雨儀礼として行われていなかつたようであり、あくまで「祓」の儀礼であつたようである(三五)。

その他に、神宮祭主による神祇官參籠は、「霖雨未晴」とある

ため、止雨儀礼の事例が掲載されているようだが、神祇官人が祈雨のために參籠する事例も見られることから、ここでは止雨の事例が挙げられているだけと判断すべきである。また、『夕拝

備急至要抄』に「止雨御祈」という項目は存在しないが、これは

止雨の手段がほぼ止雨奉幣に限られていたためであろう(二六)。

この史料には、儀礼の用途についての記載もいくつか見られる。例えば、神泉千度御祓や五龍祭では「藏人方沙汰」とあつて

藏人方からの「沙汰」で出されているが、神泉孔雀經御讀経では「供米布施。〈官方沙汰。〉」とあるように官方（太政官）の「沙汰」によって出されている。その他に用途に関する記述は、請雨經法で見られ、そこでは「被<sub>二</sub>支配<sub>一</sub>諸國」とある」とから、「諸國」に賦課したものから出されていることがわかるが、後掲する史料（『吉統記』文永十年（一二七二）七月十日条）の記述を考慮すると、これも「藏人方沙汰」であつたと見るべきである。ここでは以上の事実を指摘するにとどめるが、それは祈雨儀礼の場合、官方・藏人方区別する基準については不明といわざるを得ないからである(二七)。

## 第二節 室町幕府と禪宗の祈雨・止雨

室町時代に特徴的な祈雨・止雨儀礼として、相国寺などの京都五山によるものが挙げられる。本稿末の年表「祈雨・止雨儀礼一覧（南北朝・室町時代以降）」によれば、応永九年（一四〇二）

の事例以降に二十二例ほど見られる。

室町時代の禪宗祈雨・止雨に関する先行研究については、細川武穂氏の論文があり、それによると、京都五山における祈雨は、五山の位次と異なり、南禅寺・天龍寺よりも相国寺を優先していたとする(二八)。禪宗の祈雨・止雨は、京都五山が幕府に命じられて行っていたのであるが、その中でも相国寺が多く実施していることが確認されるため、細川氏が主張するように考へるのは妥当であろう。また、原田正俊氏は、禪宗が祈禱法会へ進出すると同時に、施餓鬼・葬儀といった顕密仏教にとつて手薄な分野へ参入したことは、禪宗と顕密仏教との間で仏寺体系上の「棲み分け」であつたと指摘するが(二九)、これを受けて細川氏は、祈禱においても禪宗は顕密仏教の手薄な部分を担当したとし、

足利義持期以降は、伝奏奉書によつて顕密寺院に命じられた変異祈禱はごくわずかであつたとする(三〇)。これに対し私見では、

祈雨儀礼の場合、顕密寺院のものでも禪宗寺院のものでも、それぞれ雨が降るまでに行われる様々な儀礼の一つであつて、棲み分けがあるというよりは、儀札を命じる側にとつては「相互補完」し合うものであつたと考えている。また、変異祈禱全体ではわからないが、少なくとも祈雨・止雨では、顕密寺院も義持期以降であつても前時代に引き続いて水天供などの儀礼を実施し

続いていることは明らかであるから、「棲み分け」があつたとは考えられない。

それでは、以下で相国寺と南禅寺の祈雨事例を紹介し、その内容について検討した上で、実態について述べていくことにしよう。

## (二) 相国寺の祈雨

応永九年(一四〇二)の祈雨事例を初見として、以後に見られるようになつた禪宗・京都五山の祈雨であるが、この年の事例から考えて、祈雨奉幣や密教諸門跡による祈雨といつた従来のあらゆる祈雨が成功しなかつたために、足利義満が先例もなく相国寺に祈雨させたものが、その後ある程度定着したのではないかと推定される。以下の史料は今谷明氏がその著書で言及しているものであるが、重要であるためここでも掲示する(三一)。

【史料】『吉田家日次記』(兼敦朝臣記) 応永九年(一四〇二)七月七日条、十日条、廿五日条

七日、戊子、天晴、(中略) 今日被<sup>レ</sup>發<sup>ニ</sup>遣<sup>ニ</sup>祈雨奉幣使<sup>一</sup>、去<sup>ル</sup>  
〔翌日被行之云々〕  
 月廿六日雖<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>行之、無<sup>ニ</sup>其驗<sup>一</sup>、剩神馬以下相違事共  
〔義滿〕  
 北山殿被<sup>レ</sup>聞<sup>ニ</sup>食之<sup>一</sup>、重有<sup>ニ</sup>沙汰<sup>一</sup>、可<sup>レ</sup>然事也、上卿藤中納  
〔秉室〕  
 言、〈資衡卿〉、奉行藏人右少弁定顕、宣命草文章博士長遠  
〔東坊城〕

朝臣、大内記長頼等、依レ為二輕服二右大弁資家朝臣令二草  
進云々、  
(東坊城)

(土御門)

丹生使 従五位上行權大副大中臣朝臣基親

貴布祢使正六位上笠朝臣国雨(此使事本官詔戸師定役也、

此姓不レ可レ然歟、而去夕急可二注進之旨被レ仰之間、久国、  
行嗣合注進云々、奇怪、

(宣命略)

伝聞、自二朔日一被レ行二水天供一、阿闍梨小野、廣沢各七人  
云々、

理性院 小野 宗助僧正 賢快、 隆源、 通賢、 妙法院 松橋  
水本 三宝院、 満濟、 勸修寺、 、

(乘朝法親王) 広沢 下河原宮 大覺寺宮 守融僧正 禅守僧正 俊尊  
、 実意、 守快、 、

此外御室令レ修二請雨經護摩二給云々、

十日、辛卯、天晴、云二奉幣一、云二水天供一、無二効驗一、草  
民失レ色、

雖二陰雲之瑞一、更無二降雨之実一、内典諸流之御祈無二其驗一  
之由、頗有二沙汰一、或說、北山殿被レ仰二相國寺僧衆一、已諸  
門跡之懇丹無二効驗一、禪偈祈念回覃歟、若有二靈瑞一者、可  
レ為二高名一者、以二彼寺中一、清撰百口、

六月二十六日に行われた祈雨二社奉幣が、神馬などの準備に  
関する間違いを足利義満に指摘されたことで七月七日に再度行  
い、また、真言宗小野・廣沢の両流派は合同で水天供を行つた  
が、十日になつても天氣は晴れで効驗がなかつたため、二十五  
日になつて義満が相国寺の僧侶に命じて祈雨させ、翌日に雨が  
降つたという。これが以上の史料のおおまかな内容である。こ  
こで注目すべき点は、相国寺の僧侶に「靈瑞」がある、つまり、  
雨を降らすことができれば、諸門跡の祈雨でもできなかつたこ  
とであるため、「高名」をなすだろうと義満が述べていることだ  
ある。このようにして禅宗・京都五山の祈雨（止雨）は始められ  
たのであるが、義満の意向によつて、先例にならない祈雨・止雨儀礼  
が創始されたことは明らかであろう。

## (二) 南禪寺の祈雨失敗

次に南禪寺の祈雨事例について見ていきたい。応永十四年（一  
四〇七）七月の祈雨で南禪寺は効驗を得られなかつたことを理

由として、儀礼を停止されてしまい、代わりに天龍寺が祈雨を行うことになったことが以下の史料からわかる。

【史料】『応永十四年暦日記』応永十四年七月六日条、七日条、

十日条】

六日、戊午、南禪寺祈雨被留之、失<sub>二</sub>「面目」、無<sub>二</sub>「其驗」之故  
云々、自<sub>二</sub>「今日」天龍寺被<sub>レ</sub>仰之云々、

七日、己未、陰、至<sub>二</sub>于今日<sub>一</sub>南禪寺無<sub>レ</sub>驗、仏舍利載<sub>二</sub>築舟  
一雖<sub>レ</sub>浮<sub>レ</sub>池、風吹返之無<sub>レ</sub>納受<sub>一</sub>云々、

十日、壬戌、陰、大夕立、雷落、神泉洒掃始、今日東寺人夫、  
東寺奉行、

この史料は、五山の頂点に位置する南禪寺が効驗を得られず祈雨に失敗し、「面目」を失うという異例の事態を示しているが、この様な事例は京都五山の場合、これ以外に見付けられなかつた。そのため、極めて稀な事態といふべきで、儀礼の効果がない場合にその当事者はかなりの責任を負つたことが予想される。例えば、東密における祈雨は請雨經法や孔雀經法といった「秘法」を伝授しているという宗教上・教理上の理由で重要であるため、その失敗はかなりの重大事件である。

これに対し、禅宗における祈雨失敗はそれほど深刻であつたとは思えないであつて、祈雨の失敗という同じ事態でもかな

り異質なものであることに留意すべきである(三)。その上、この『応永十四年暦日記』は、真言僧の隆源による『八幡宮愛染王御修法雜記』の紙背に書かれたものであり、記者は不明であるが、本人ないしその関係者ではないかと推測される(三)。つまり、禅宗とは直接関係のない者が南禪寺の祈雨失敗について評価した文章なのであって、実際に「面目」を失つたかは定かではないといわざるを得ない。そこで考慮しなければならないのは、「他宗」に対する意識であろう。古代以来、国家的な祈雨儀礼を仏教においてほぼ独占的に担つてきたのは、密教の真言宗(東密)であることは疑いようのないことである。そのような立場にとつて幕府が命じる禅宗の祈雨(止雨)は、自らと競合する存在であり、その祈雨失敗を喜ぶような感情も不思議ではないはずである。ただ、これはあくまで儀礼を命じられる側の考え方である。つまり、儀礼を命じる側にとつては、頗る密も禅も言わば儀礼を行わせる「選択肢」なのであって、祈雨が成功するまでに様々な儀礼を行わせることで、その不成功を補い合う「相互補完」的な存在なのである。

最後に、応永十四年(一四〇七)以降で南禪寺祈雨の事例として具体的にわかるものについて見ておきたい。それは、応永二十五年(一四一八)四月二十九日の「三百卅三人行觀音懺法」で

ある。

【史料 『看聞日記』応永二十五年四月一十九日条】

廿九日、小雨麗、驪晴、今日南禪寺為<sub>二</sub>祈雨<sub>一</sub>以<sub>三</sub>百卅<sub>二</sub>人<sub>三</sub>

一行<sub>二</sub>觀音懺法<sub>一</sub>云々、炎旱民愁迫喉<sub>二</sub>云々、

しかしながら、「諸寺」や「諸五山」に祈雨が命じられた場合には南禪寺も含まれていたものと考えられており<sup>(三四)</sup>、このことを失うほどの事態には遭っていないことの傍証になるのではないか。

また、前節で留保した禅宗の祈雨・止雨を「国家的儀礼」とみなしうるのかについては、細川武稔氏の主張が的確であると考える。氏によれば、禅宗の祈禱は、顕密と同じ意味では「国家的」なものとみなすことはできないが、「私的」なものとすることもできず、幕府は、朝廷による祈禱の「公的」・「国家的」な面を継承し、独自の祈禱システムの構築と両立させようとしたとしている<sup>(三五)</sup>。つまり、京都五山の祈雨・止雨は「国家的儀礼」の要素を十分に保持しているといえよう。

ここでは儀礼費用がどのように調達され支出されていたのかを明らかにしておきたい。これは本稿における儀礼の実態に対する重要な視点である。なお、鎌倉時代までの儀礼費用については、「国家財政」の研究で既に言及されており、その先行研究に多くを負っていることを断つておく。以下、室町期までの儀礼費用について時代順に見ていく。

古代、具体的には、平安時代の儀礼費用に言及する先行研究としては、大津透氏の論文がある<sup>(三六)</sup>。それによると、平安時代の経費確保は、恒例行事の場合、調庸のほか、中男作物・交易雑物・年料米の年輸額の十分の一（のちに十分の二）を別納させる「正蔵率分割制」、宮中仏事などの費用を恒常的に諸国に賦課した「永宣旨料物制」、年料の進納状況が悪い国から行事ごとに当年あるいは明年の年料として行事費用を大蔵省・大炊寮が調達する「年料切下文」、特定官司に諸国から直接納入させる「料国制」があり、臨時行事では、行事所・藏人所が隨時諸国に賦課した「臨時召物制」であつたとされる。祈雨・止雨儀礼は、一般には臨時行事と考えられるが、大津氏のいう「臨時行事」は、「大きな支出」のある臨時行事で、例として天皇の賀茂社行幸が検討されているが、氏の別の論文<sup>(三七)</sup>では大嘗祭も例示されていることから、これらと同規模以上の臨時行事は、氏のいう「臨時行

事」とみなしてもよさそうである。そして、祈雨・止雨二社奉幣は恒例行事の経費確保方式である率分・年料制に分類される。

【史料】『江家次第』第十二 神事 祈雨止雨奉幣条

祈雨・止雨奉幣 〔二社、〕

上卿著仗座、

藏人仰下祈雨若止雨奉幣日時、可レ令勘申由上、上卿使可レ尋

二問社数并使誰人乎由、或以藏人為レ使之故也、

上卿移著外座、〈令官人敷レ軾、〉召レ弁仰下可レ令勘申

日時由上、弁進日時、

上卿召外記箇入レ之、付殿上弁若藏人令内覽・奏聞、

〔不レ起レ座、〕被返下之後給外記、〔乍レ入レ管給レ之、〕

又仰下外記可レ令レ進神祇官差文由上、〔若以藏人為レ使之時、

唯差進神部、仍無使差文、〕

召内記仰可草進宣命、

外記進差文、〈毎レ社神祇六位官人一人、神部一人、〉

上卿見レ之返給、〈仰可レ度レ官由、近代不レ覽上卿、〉

弁進神祇官幣料請文、

上卿見レ之返給、〔或奏レ之、然而依レ用二年料物、不レ可レ奏

歟、〕

五色絶各五尺 生絹各五尺 〔以上、入レ管四、〕

絲二絹 織二屯 木綿二斤 麻式斤

調布肆段 薦伍枚 杠式枝

衛士二人 黒毛馬一匹 〔止雨時用赤毛、〕

弁下レ史令レ成宣旨十枚、

書宣旨五枚、

一枚 〔下二年料、〕

一枚 〔下二左衛門、衛士一人事、〕

一枚 〔右衛門同上、〕

一枚 〔下二左馬、黒毛馬一匹、〕

小宣旨三枚、

一枚 〔下二木工寮、杓二枚、〕

一枚 〔下二宮内、米五斗、〕

件米不レ入二請奏、

一枚 〔下二宮内、薦五枚、〕

国宣旨二枚、〔使事、〕

一枚 〔下二大和国、丹生川上社、〕

一枚 〔下二山城国、貴布祢社、〕

以上、各使一人、〔從三人、〕 神部一人

執幣者一人

赤毛御馬一匹

飼下一人

内記進宣命、〔入レ管、〕上卿見了、便令内記内覽、帰来後

上卿令持内記、著御所付藏人奏聞、返給之後帰仗座

一、給「内記」令「清書」令「内覽」、并付「御所」奏聞如レ元、

但今度聞「御湯殿了由」参進、

帰「仗座」召「使於軾」、一一給「宣命」如レ恒、

先レ是弁仰レ史令レ裹「幣料」、〈於「左衛門陣北座」裏レ之〉、立  
二於外記門南北」、〈丹生料立レ南、貴布祢料立レ北〉、御馬同  
立「於其傍」、

使退出、

若使申「御馬」者、以「藏人」奏聞、奏「可レ給由」仰「外記」、  
上卿退出、若以「藏人」為レ使者、可レ給「所牒」、仍不レ成「使宣  
命」、〈藏人多用「有官之者」〉

行事之人小浴、〈当日〉又可レ忌「穢惡」事、

宣命事、〈大内記不參者、仰「成業六位内記」、若又不參者、奏

二事由「可レ令」大業弁若成業外記作「レ之、若令「弁官作」者、其

草不レ入レ箇、副レ笏進レ之、上卿召「外記箇」入レ之、令「外記内  
覽之」、又令レ持「外記」、付「御所」奏聞、清書之時、即給「外  
記」令「清書」、更不レ給「作者弁」、或說作者弁可「内覽」云云、

隆俊説、然而依「道方記」、令「外記内覽」為「全」云云、

以上は大津氏が言及している史料(三八)であるが、奉幣使が發  
遣されるまでの手続きの詳細、関与する官職名、そして「五色

絶」以下の奉幣に必要な物品などが列記されている。そこに「用

「年料物」とあるため、祈雨・止雨奉幣の財源は、「正藏率分制」、  
あるいは「年料切下文」で徵収された「年料物」であったと認定  
しているのであろうが、妥当な見解だと思われる。また、この史  
料からは「社奉幣に必要な黒毛馬（赤毛馬）を用意するのは左  
右馬寮であつたことがわかる。

次に、鎌倉時代における儀礼費用がどのようにであったかにつ  
いて見ていただきたい。これについては、白川哲郎氏の論文(三九)が  
参考になる。白川氏は、公事用途調達を臨時公事と恒例公事と  
に分けて考察しているが、臨時公事の例として仁治元年(一二  
四〇)七月八日の「祈雨經法」(請雨經法)を挙げ、それは諸国  
に負担を割り当てる「諸国調進」という方法であつたことを示  
されている。

【史料】『平戸記』仁治元年(一二四〇)七月八日条】

八日庚午晴、自「今日」於「神泉苑」、被「始」行「請雨經法」、  
醍醐寺座主実賢勤修之、如「御読經」未レ被「行」、已及「此法  
一、希代事歟、其用途被「宛」召「諸國」、世以「反唇」、加賀  
国分今朝沙汰進了、伴僧淨衣一領、(青色衣加レ帶、納「平袋  
二」紺布五反也)、沙汰遣「頭弁許」了、其後遣「行事所」、(藏  
人所云々)、(以下略)

これは朝廷による祈雨・止雨儀礼費用について白川氏が言及

している史料であるが、加賀国に伴僧が着用する衣、仮屋に用いたと思われる布を沙汰していることがわかる。また、請雨経法に関しては、用途を諸司・諸国に準備させることの困難さ、実修期限の延長許可の困難さなどが先行研究で指摘されているが（四〇）、この他にも、請雨経法にかかる費用がある程度大きかったことも関係しているのではないかと思われる。文永十年（一二七三）の請雨経法の費用が以下の史料よりわかる。

【史料】『吉続記』文永十年（一二七三）七月十日条】

十日己丑火執 晴、自<sub>二</sub>今日<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>神泉苑<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>請雨經<sub>一</sub>法<sub>二</sub>、阿闍梨道実僧正〈非長者也〉、勤<sub>二</sub>仕之<sub>一</sub>、用途万余疋  
云々、一向藏人方沙汰、非<sub>二</sub>官方沙汰<sub>一</sub>云々、

（以下略）

詳細は不明ながら、この時期の請雨経法には、おそらく全体的な費用として、少なくとも「万余疋」、すなわち少なくとも一〇〇貫文の費用が必要であったようであり、その額は比較的大きいものと思われる。また、『平戸記』寛元二年（一二四四）六月廿一日条には「請雨経法可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>始行<sub>二</sub>云々、大国四ヶ国可<sub>レ</sub>済<sub>二</sub>其用途<sub>一</sub>云々」とあるように、その費用が令制の大国四か国に課されるほどの規模であったことから、ある程度多額であったと推定されるのである。さらに、同じ密教祈雨儀礼の水天供の

費用も断片的ながらわかる。天福元年（一一三三）六月十七日に七壇水天供が行われたことを示す史料には、

【史料】『平戸記』天福元年（一一三三）六月十七日条】

（前略）

藏人兼嗣催<sub>レ</sub>之、自<sub>二</sub>今日<sub>一</sub>又被<sub>レ</sub>始<sub>二</sub>行<sub>一</sub>七壇水天供<sub>二</sub>云々、阿闍梨并所課人々可<sub>レ</sub>尋<sub>レ</sub>記、藏人大輔奉行也、後聞、常住院大僧正〈良尊〉、東寺一長者〈親巖〉、真乘院僧正〈覺教〉、上乘院僧正〈良惠〉、松殿僧正〈道慶〉、醍醐寺座主巖〔賢力〕海法印、行嚴法印等勤仕、各於<sub>二</sub>本坊<sub>一</sub>行<sub>レ</sub>之、用途石見〈土御門大納言〉、伊賀<sub>二</sub>条前中納言<sub>一</sub>、伊勢〈知宗〉、出雲、〈新宰相〉、此外賜<sub>二</sub>任官功<sub>一</sub>云々、尤不便<sub>二</sub>云々、

とあり、水天供の費用は石見（令制の中国）・伊賀（同下国）・伊勢（同大国）・出雲（同中国）の四か国に課して賄われ、それでも不足する分は成功によつて捻出することになつていていたようである。儀礼に要する総額は不明ながら、おそらく請雨経法の費用より少ないものと思われる。七壇水天供は、水天供の中では「中規模」な方であり（四）、壇数の多い、より「大規模」なものであれば、費用も大きくなつたことは当然であろう。

ここまで密教祈雨儀礼の費用について見てきたが、神祇に対する祈雨・止雨である祈雨・止雨二社奉幣の用途の一つ、神馬に

ついて見る。神馬を用意するのは、左右馬寮であったことは先に述べたが、これは鎌倉時代においても変わらなかつたようである。ただ、文永四年（一二六七）五月十四日の祈雨奉幣の際の馬寮官人の行動は注目すべきと考える。

【史料】『吉続記』文永四年（一二六七）五月十七日条】

（前略）去祈雨奉幣、神馬不<sub>レ</sub>引<sub>二</sub>進社頭<sub>一</sub>之由、被<sub>二</sub>聞食<sub>一</sub>、以外之次第也、可<sub>レ</sub>尋<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>之由被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>、即書<sub>二</sub>御教書<sub>一</sub>、仰<sub>二</sub>遣寮頭許<sub>一</sub>了、且相<sub>二</sub>尋奉行弁<sub>一</sub>了、

神馬が奉獻されないことは「以ての外」、すなわち、とんでもないことであるとして、馬頭に照会しているが、その回答としては、

【史料】『吉続記』文永四年（一二六七）五月十八日条】

（前略）去祈雨奉幣神馬事、寮頭返事到来、寮官懈怠歟、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>誠沙汰<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>神馬<sub>一</sub>者早可<sub>二</sub>引進<sub>一</sub>之由申<sub>レ</sub>之、即奏<sub>二</sub>聞此子細<sub>一</sub>、（以下略）

とあつて、馬寮の官人が「懈怠」、つまり、怠慢があつたためと説明している。このような神事に対する官人の態度は、とんでもないことであると糾弾されるのだが、おそらくそれがわかつていつても、馬を準備できなかつたのかもしれないである。それは、馬寮の準備する馬の供給源であつた「諸牧馬貢進」が平

安中期ごろに衰えたことや（四二）、以下の史料にあるように、

【史料】『吉続記』文永四年（一二六七）六月五日条】

（前略）左右馬寮神馬不<sub>レ</sub>引<sub>二</sub>進<sub>一</sub>、相<sub>二</sub>尋寮官<sub>一</sub>之處、自<sub>二</sub>寮頭<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下之間、無力之由申、予數返問答、為<sub>二</sub>深更<sub>一</sub>之間、弥難<sub>レ</sub>治、未明可<sub>二</sub>沙汰出<sub>一</sub>之由申、頗近例無<sub>二</sub>其実<sub>一</sub>云々、尤非<sub>二</sub>公平<sub>一</sub>歟、

「近例」では神馬引進は実態がなくなつてゐる、つまり、準備しようにもできなかつたことから推察されるように、この時期には、既に馬寮の力だけでは馬を準備することが不可能になりつつあつたのである。このような状況でも、以後も祈雨・止雨奉幣は実施されていくが、それを助けたのは、幕府からの馬献上（四三）であった可能性がある。ただ、十分な史料的裏付けが存在するわけではないので、ここではその可能性の指摘のみにとどめておきたい。

ここからは、室町期以降の祈雨・止雨奉幣の費用とその位置付けについて扱う。これについては、久水俊和氏の論文があり、そこでは室町時代における朝廷儀礼のうち、恒例公事の支出構造が明らかにされている（四四）。また、この論文には恒例公事支出状況の一覧表があるが、それによると、祈雨（止雨）奉幣は、武家（室町殿）ではなく、公家（朝廷）からの出資であるとされて

いる。その理由は、『広光卿御教書案』において公家主体の支出の場合は特に記述がなく、武家請負の場合のみ「近代武家用脚也」とか「自武家被進之」と明記されること、支出額が小さいことであるとするが、逆に支出規模の大きい儀礼は武家が負担していたという。このことが事実ならば、祈雨・止雨奉幣は、財政的に幕府に依存することなく、朝廷が独自に命令して行つていたと推測することもできるのではないか。より具体的には、「公家」出資の儀礼は、一か国程度の国役で賄える財政的に小規模なものであつたとされており、『広光卿御教書案』(町広光) (一四四四・一五〇四) による藏人方公事の御教書等の雛形集成) を

例に恒例公事の支出状況を明らかにしている。以下に『広光卿御教書案』(四五) の「祈雨奉幣」条を挙げる。

【史料】  
『亞相広光卿御教書案』「祈雨奉幣事」条  
一、祈雨奉幣事（止雨同レ之）

催条々、

一、日次事（被<sub>ニ</sub>忿行<sub>一</sub>）之時不レ及レ尋<sub>ニ</sub>風記<sub>一</sub>両三日之間被レ行旨可レ尋レ之、

一、上卿事、一、弁事、一、内記事（宣命）  
一、使事（以<sub>ニ</sub>神祇官差文<sub>一</sub>催レ之直不レ催レ之）、一、神馬事（仰<sub>ニ</sub>寮家<sub>一</sub>）、

一、可レ下ニ知極臘両局<sub>ニ</sub>事、一、幣料以下諸司下行事（可レ付<sub>ニ</sub>長橋局<sub>一</sub>）、  
御教書、

可レ被レ發<sub>ニ</sub>遣祈雨奉幣使<sub>一</sub>とも書レ之云々、可レ為<sub>ニ</sub>所為<sub>一</sub>也、  
上卿今夕為<sub>ニ</sub>祈雨<sub>一</sub>可レ有<sub>ニ</sub>奉幣丹生貴舟社<sub>一</sub>令<sub>ニ</sub>奉行<sub>一</sub>給<sub>ニ</sub>者、  
依

天氣言上如レ件、謹言、

月日

權右少弁一奉

進上一中納言殿

上言上

臨<sub>レ</sub>期無レ人于領狀忽及<sub>ニ</sub>闕如<sub>一</sub>候、以<sub>ニ</sub>別忠<sub>一</sub>必可<sub>ニ</sub>下令<sub>ニ</sub>存知<sub>ニ</sub>給<sub>ニ</sub>上之由、殊其沙汰候也、重謹言、

弁今夕為<sub>ニ</sub>祈雨<sub>一</sub>可レ有<sub>ニ</sub>奉<sub>ニ</sub>幣丹生貴舟社<sub>一</sub>可<sub>ニ</sub>下令<sub>ニ</sub>參陣<sub>一</sub>給<sub>ニ</sub>者、依

天氣執達如件、

月日

權右中弁

謹上一左大弁殿

内記今夕為<sub>ニ</sub>祈雨<sub>一</sub>可レ有<sub>ニ</sub>奉<sub>ニ</sub>幣丹生貴舟社<sub>一</sub>宣命任<sub>レ</sub>例可<sub>ニ</sub>下令<sub>ニ</sub>草進<sub>ニ</sub>給<sub>ニ</sub>主者、依

天氣執達如件、

月日 権

謹上 大内記殿

ここには「近代武家用脚也」とか「自武家被進之」といった文言は確認されず、奉幣に必要な物品から推定しても「大規模」な支出となることは考えにくく、よって、公家主体の支出であったという久水氏の指摘は首肯されよう。

これらの点から、祈雨（止雨）奉幣は、財政的に幕府に依存することなく、朝廷が独自に行っていたと評価することができるのではないかという推測を先に示したが、以下の史料によれば、そうともいい切れないようで、儀礼を実質的に命じているという点でも費用の面でも武家（室町幕府）の関与が多分にあつたことが推察される。

【史料】『親長卿記』文明十一年（一四七九）八月十四日条

十四日、陰、勸修寺大納言示送云、就<sub>レ</sub>祈雨事<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>申事<sub>レ</sub>、可<sub>レ</sub>參内<sub>レ</sub>云々、即參内、祈雨奉幣事、當時不<sub>レ</sub>叶、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>獻<sub>レ</sub>丹生貴布爾<sub>レ</sub>、元長可<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>沙汰云々、隨又止雨祈雨事、近代自<sub>レ</sub>武家<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申之時被<sub>レ</sub>行歟、予云、大略近代為<sub>レ</sub>此分<sub>レ</sub>、但不<sub>レ</sub>然之時有<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行事<sub>レ</sub>、又云、於<sub>レ</sub>今度<sub>レ</sub>者非<sub>レ</sub>奉幣<sub>レ</sub>、被<sub>レ</sub>獻<sub>レ</sub>神馬<sub>レ</sub>計事、強非<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>申歟、誠非<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申之限<sub>レ</sub>歟、帰畢之後、仰<sub>レ</sub>遣右馬寮<sub>レ</sub>（三条頭中将実興朝臣）處、明日放

生会、馬部已下罷<sub>レ</sub>下八幡<sub>レ</sub>了、明日事不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>叶云々、其子細申遣勤大了、曉天雷鳴雨下、甘雨也、

【史料】『後村上後円融御譲位惣用帳』応安四年（一三七一）永徳二年（一三八二）後正月廿五日付

応安四年御譲位惣用帳

注進御譲位武家用途二千三百十貫文（応安四後三、  
端銘云

（中略）

一貫文

止雨奉幣

右注進如<sub>レ</sub>件、

永徳二年後正月廿五日

『親長卿記』に見られる「近代」がいつ頃を指すのかは、ここだけでは不明であるが、文明十一年（一四七九）の時点では、幕府の依頼によって朝廷が儀礼を行っていたことが確実であるといえる。つまり、文明十一年までの時点で、祈雨・止雨奉幣の命令主体が公家（朝廷）から武家（室町幕府）へと変化したことが窺えるのである。ただ、『後村上後円融御譲位惣用帳』（四六）に見られる止雨奉幣に対して、「一貫文」というのはやや気になる所である。それは、当時の神馬一頭の相場が三百疋、すなわち、三

貫文であつたとされているためである<sup>(四七)</sup>。一貫文では馬一頭さえ用意できず、費用の一部を扶助するだけにしかなりえないため、残りは朝廷が何らかの形で捻出したものとも考えられるが、この史料にある「止雨奉幣」は、霖雨や洪水の改善を祈る止雨奉幣ではなくて、即位（譲位）や行幸、内裏新造などの際に、あらかじめ「晴を祈る」ものとしての「止雨奉幣」と考えるべきかもしれない。ただ、管見の限りでは、実際にそのような「止雨奉幣」は一例のみ確認されているだけで<sup>(四八)</sup>、即座に断定することは難しいが、まったく存在しないわけではないため、あらかじめ「晴を祈る」ものとしての「止雨奉幣」と考えて差し支えないだろう。したがつて、先の『広光卿御教書案』の記述から読み取れることから、やはり祈雨・止雨奉幣は武家による費用の一部扶助はあり得るもの、基本的に朝廷主体の支出と見るべきであろう。

以下の史料は、足利義教期の止雨奉幣に関するものである。

**【史料 『満濟准后日記』永享二年（一四三〇）九月十日条】**  
　　十日、晴、今日止雨、奉幣被レ行レ之云々、自<sub>二</sub>將軍<sub>一</sub>申<sub>二</sub>御沙汰<sub>一</sub>云々、（以下略）

この史料を見る限りでは、永享二年（一四三〇）時点では、将军（義教）が奉幣を命じていることがわかる。つまり、先の『親

長卿記』にあつた「近代」は、少なくとも、そこから約五十年遡った時点までは含まれているものとしてよいのではないか。このように考えれば、祈雨・止雨奉幣の命令の主体は、永享年間に既に朝廷から武家（将軍・室町殿）に移っていたと見るべきであろう。では、それ以前はどうであったかというと、足利義満などは神祇・神道に対して消極的・否定的であったという評価<sup>(四九)</sup>や、仏教・陰陽道に対して積極的に祈禱させていた様子から、直接命じることはなかつたものと見られる。また、義満と義教の間の義持期については、以下の史料が参考になる。

**【史料 『兼宣公記』応永三十年（一四二三）八月十日条】**

　　十日、戊午、雨下為<sub>一</sub>室町殿御使<sub>一</sub>裏松中納言入來、伝仰云、有<sub>二</sub>諸方洪水<sub>一</sub>聽、被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>止雨奉幣<sub>一</sub>之由、可<sub>二</sub>申入<sub>一</sub>云々、則申<sub>二</sub>入仙洞<sub>一</sub>之処、頭弁可<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>云々、

（以下略）

要するに、「室町殿」である義持が自ら奉幣を命じているわけではなく、「仙洞」である後小松上皇に「申入」れた上で、奉幣が行われているのである。義教期ほどではないが、奉幣の実施に間接的に関わっていたことは明らかであろう。

祈雨・止雨奉幣は、その費用に関しては、先に触れた久水氏の論文にある指摘と併せて考えると、氏のいう通り朝廷が主体の

支出だったのであり、命令系統に関しては、將軍個人の信仰や儀礼に対する感情はあるだろうが、義満期から義教期にかけて徐々に將軍（室町殿）の関与が強まつていったことが明らかになつた。

## 第二章 祈雨・止雨儀礼に見られる信仰と場

祈雨・止雨儀礼に見られる信仰は実に多様なように見えるが、実はそのほとんどが「龍」への信仰に収斂すると思われる。また、儀礼が行われる場について分析することで、実施された儀礼の内容により深く迫ることができるのでないか。本章は以上のことについて検討する。

それでは、祈雨・止雨に關係するのは、上記のどの「龍」なのであろうか。結論を先取りすることになるが、第一章第一節で言及した『夕拝備急至要抄』に見られる陰陽道祭祀の五龍祭、神泉苑の請雨經法（善如龍王）、醍醐清瀧御讀經（清瀧權現）、祈雨止雨奉幣（丹生川上社・貴船社の祭神）などからわかるように、その全てが關係していたといえるのである。以下、それぞれについて順に見ていく。

まず、丹生川上社・貴船社の祭神であるが、『二十二社註式』には以下のようにある。

### 【史料 『二十二社註式』丹生社・貴布祢】

丹生社。〈号二雨師社〉。延喜神祇式云。大和国吉野郡丹生川上神社。）

### 第一節 「龍」と密教的尊格への信仰

本節では、祈雨・止雨儀礼において祈願の対象となつた「龍」

や密教的尊格の性格およびその信仰の様相について述べる。

まずは龍についてであるが、当時の「龍」には、黒田日出男氏が分類したように、陰陽道的な「中国の龍」、「仏教の龍」、そし

水神罔象女神也。（以下略）

使。神祇六位官一人。幣一前。

貴布祢（當社与二丹生一同之。延喜神祇式云。山城國愛宕郡貴布祢神社。）

水神罔象女神也。〈伊弉冉尊化生也。或云二闇龍一。〉（中略）

て「土着ないし在来の神々」たる「オロチ・大蛇」のイメージがあり、それぞれの形で姿を現すものの、複雑に絡まり合つて「（日本）の龍」のイメージとなつていたとする（<sup>五〇</sup>）。

この史料は貴船社の祭神の性格を検討した三浦俊介氏によつて既に言及されており、三浦氏は、神名「罔象」の和語「みつは」に語義に定説はないしながらも、漢籍をあたつて漢語としての「罔象」に「竜に近い」、「水生の怪物」の意味があることを指摘している。また「闇靄」についても、「靄」の和訓「おかみ」に「竜蛇神」の意味があることを明らかにしている<sup>(五)</sup>。要するに、二社の祭神は「龍」の性格を持つ「水神」だったのである。

次に、密教の「龍」である善如龍王と清瀧権現の性格について論じる。神泉苑の請雨経法に登場する善如龍王と醍醐寺の鎮守清瀧権現、室生龍穴の龍が異名同体の存在であることなどは、既に、斎元晶氏とステイーブン・トレントン氏によつてその性格は論じられているので<sup>(五二)</sup>、あまり付け加えることはないが、清瀧権現の当初の性格について津田徹英氏の興味深い指摘があるので、それについて検討してみたい<sup>(五三)</sup>。津田氏によれば、寛治三年（一〇八九）に社殿が造営された以前は、清瀧神（清瀧権現）は「巨石崇拜」であったという。その根拠は、醍醐寺十八台座主義演編の『下清瀧遷座類聚』所収の『水左記』逸文で、寛治二年（一〇八八）十一月十八日条に「此明神者觀音垂迹也、本宮者笠取向大石也」とあり、文治二年（一一八六）に慶延がまとめ

た『醍醐寺雜事記』卷二に「清瀧大明神者在本宮巖数十丈之上而明々放光云々」とあることによる。要するに、清瀧神は巨石に向する神であつたというのである。斎氏・トレントン氏は、清瀧権現の当初の性格についてそれぞれ主張を展開しているが、津田氏の指摘するような「巨石崇拜」にはほとんど注目されなかつたように思われる<sup>(五四)</sup>。しかしながら、津田氏の示した根拠は実に説得的であり、本稿はこれに従いたい。そうだとすれば、清涼権現は、当初「龍」の性格を持つていたとはいはず、ここで祈雨のために孔雀経御読経が行われ、その「龍」信仰が何らかの形で持ち込まれたと見るべきではないだろうか。このあたりは、祈雨・止雨儀礼というより密教の複雑な信仰世界に関わることであり、これ以上の検討は本稿の趣旨から離れていくため、ひとまずここまでとする。

次に、陰陽道の「龍」について述べる。これは主に神泉苑で行われた五龍祭という陰陽道祭祀に登場する「龍」がその対象になる。ただ、この儀礼は鎌倉時代を最後に行われなくなつており、史料も乏しく、具体的な儀礼内容は、トレントン氏が指摘した史料からわかる程度である。それによると、神泉苑の池の東端に青幕を四方に張り、陰陽師が五方に座り、柳で作られた龍に供物を供え、その龍に水をそそぐもので、式盤も使用された

という(五五)。そして、その淵源は古代中国にまで遡り(五六)、李氏朝鮮でも行われていたようである(五七)。古代中国の陰陽・五行に基づく儀礼であるため、中国や朝鮮でもそのような儀礼が行われたのは当然ともいえるが、五龍祭は、その名称からわかるように、四方と中央にそれぞれ色を当てはめて五龍とし、その「龍」に祈るものであった。

以上、様々な「龍」について見てきたが、本節の最後に、その本地仏について確認しておきたい。丹生川上社・貴船社の祭神の本地は以下の史料によつて知られる。

### 【史料 『二十二社并本地』

#### 二十二社 〈并本地〉

伊勢。〈聖觀音。〉 八幡。〈釈迦。〉

賀茂 〈御祖社釈迦。〉 松尾。〈釈迦。〉

平野。〈一殿大日。二殿聖觀音。三殿地藏。四殿不動。〉

稻荷。〈下社大宮如意輪。命婦文殊。田中不動。中社千手。上社十一面。〉

春日。〈一殿不空羈索觀音。二殿藥師。三殿地藏。四殿十一面。〉

中七社。

大原野。〈春日。〉

大神。〈大日。聖觀音。〉

石上。〈十一面。文殊。不動。〉

大和。〈ヲワツ。〉 大和。〈宮弥勒。二宮藥師。三宮聖觀音。〉

廣瀬。〈大宮聖觀音。〉 龍田。〈釈迦三尊。〉

住吉。〈神藥師。二神阿彌陀。三神大日。四神聖觀音。〉 下八社。

日吉。〈大宮釈迦。二宮藥師。〉

梅宮。〈一殿如意輪。二殿聖觀音。三殿不空羈索。四殿信相菩薩。〉

吉田。〈同春日。〉

広田。〈一殿聖觀音。二殿阿彌陀。三殿高貴德王大菩薩。四殿阿彌陀。五殿藥師。〉

祇園。〈天王藥師。波利女十一面。八大王子八字文殊。〉

北野。〈十一面。〉 丹生。〈藥師。〉 貴船。〈不動。〉

已上廿二社。

前伯三位仰。吉田宮神主。注。之

嘉曆三年十一月十五日

丹生は薬師如来、貴船は不動明王が本地仏とされているようだが、トレーンソン氏が論証したように、不動は請雨經法に関わる尊格であり(五八)、そういうことが意識されて本地仏にあてられたのかもしれない。ただ、平野社の四殿も不動を本地仏とし

ており、実際には不明である。

また、前述の清瀧権現の本地仏は如意輪・准胝觀音とされている(五九)。これについては、本節の趣旨から離れるため、そういう言説があつたという事実を示すのみにしたい。

以上のように、丹生川上・貴船の祭神にしても、修法や読經法会で供養される尊格にしても、陰陽道祭祀にしても、その祈りの対象が「龍」の性格を有していたことは間違いないことである。祈雨儀礼を神祇・仏教・陰陽道のいずれの方法で行つたこととしても、その背後には「龍」への信仰があつたといえるである。

## 第二節 神祇中心の止雨儀礼

古代以来、止雨儀礼は行わされてきたが、その内容・性格を具体的に考察したものはほとんどない(六〇)。では、中世後期においてどのような止雨儀礼が行われていたのであろうか。以下の史料は南北朝期のものであるが、その時期において比較的近年行われたものがまとめられている。

【史料】『師守記』貞和三年（一二三四七）六月三日条】

三日甲戌、陰晴不定、時々小雨降、申刻雷鳴、

今日東西井被<sub>レ</sub>替之、今日自<sub>二</sub>殿<sub>（二条良基）</sub>下<sub>一</sub>為周防前司仲経奉書、

被<sub>レ</sub>尋<sub>二</sub>仰家君<sub>一</sub>云、□<sub>一</sub>雨御祈、被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>社奉幣外<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>他御祈近例、聊御不審候、可<sub>レ</sub>□<sub>一</sub>レ勘<sub>二</sub>注進<sub>一</sub>之由、内々沙汰也云々、則被<sub>レ</sub>注<sub>二</sub>進<sub>（既）</sub>□<sub>一</sub>、注<sub>レ</sub>裏、

同事為<sub>二</sub>藏人大進俊冬奉行<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>殿下<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>尋仰<sub>一</sub>之間、為<sub>二</sub>仲經奉行<sub>一</sub>、只今被<sub>レ</sub>尋下<sub>一</sub>之間、□<sub>一</sub>注進之由、有<sub>一</sub>御返事<sub>（既）</sub>、

（頭書）  
今 日於<sub>二</sub>鞍馬寺<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>供養<sub>一</sub>、供<sub>レ</sub>養毘沙門<sub>一</sub>、  
□□□州□□松公文安堵申次、且式貫被<sub>レ</sub>沙汰<sub>一</sub>、  
（裏書）  
三 日

## 霖雨時被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>社奉幣他<sub>一</sub>御祈例

建久元年八月廿八日、依<sub>二</sub>止雨<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>立<sub>二</sub>十社奉幣使<sub>一</sub>、  
（伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、梅宮、北野、丹生、  
吉、祇園、北野）  
貴布祢、）依<sub>二</sub>止雨<sub>一</sub>御祈也、

廿三日、被<sub>レ</sub>定<sub>二</sub>東大・延曆・興福寺御讀經事<sub>一</sub>、是為<sub>二</sub>止雨御祈<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>來廿六日<sub>一</sub>限<sub>二</sub>三箇日<sub>一</sub>、各以<sub>二</sub>十口<sub>一</sub>僧<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>転<sub>二</sub>讀仁王經<sub>一</sub>也、是兼日有<sub>二</sub>軒廊<sub>一</sub>、  
人所御ト<sub>一</sub>、

暦仁(元)年六月八日、依ニ霖雨御祈ニ有ニ免者ニ事、

廿八日、被レ発ニ遣止雨御祈六社奉幣使ニ、〈伊勢、平

野、稻荷、吉田、日吉、祇園、北野、〉是去十八日、

依ニ霖雨ニ被レ行ニ軒廊御トニ之故也、

延応元年六月廿末日五、依ニ霖雨御祈ニ、於ニ東大、興福、

延暦三箇寺ニ有ニ御読經ニ事、廿八日、被レ立ニ諸社奉

幣使ニ、〈伊勢、平野、稻荷、吉田、祇園、北野、〉是

去十八日、依ニ霖雨ニ被レ行ニ軒廊御トニ、方角神社也、

建久二年六月十六日、依ニ止雨ニ、被レ行ニ十社奉幣使

小、〈伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、大原野、

日吉、祇園、北野、〉先被レ定ニ日時・使等ニ、是去十

日、依ニ

霖雨ニ被レ行ニ軒廊御トニ之故也、

文永七年四月廿九日、依ニ霖雨ニ御祈ニ、被レ立ニ石清水

以下八社奉幣使ニ、成レ崇方角社也、先被レ定ニ日時・

使ニ、又自ニ去廿五日ニ被レ始ニ五壇法ニ歟、是依ニ霖雨

「被レ行ニ軒廊御トニ」之故也、

弘安十年五月廿四日、被レ立ニ伊勢以下八社奉幣使ニ、

〈伊勢、石清水、松尾、稻荷、大原野、住吉、梅宮、

祇園、〉依ニ霖雨ニ被レ行ニ御トニ、成レ崇方角社也、

此外以往例猶ニ存在ニ之、

右隨ニ所見ニ粗注進如レ件、

六月三日

大外記中原師一茂

ここでは、「霖雨御祈」、すなわち止雨祈禱の場合において、二

社奉幣以外の事例を二条良基が外記に注進させており、その事

例が列挙されているが、これは止雨儀礼においては二社奉幣が

「基本」であるという認識があった、あるいはそれ以外の対応

策が「先例」として確立されるには至らなかつたためと考えら

れる。二社奉幣以外のものは、神祇の場合、丹生川上・貴船を含

む、あるいは含まない二十二社から選ばれた諸社奉幣であるが、

奉幣の対象となる諸社は、霖雨の祟りを成す神と軒廊御トで判

断された神社であった。また、仏教による場合では、文永七年

(一二七〇) 四月廿九日に行われた密教修法の五壇法と、東大

寺・興福寺・延暦寺といった顕密仏教の権門寺院による読經法

会があつた。その他、暦仁元年(一二三八)六月八日の「免者」

は、儒教的な徳政による止雨の例であると推定される。

これより少し後の史料でも、止雨儀礼として止雨奉幣以外に

どのような祈禱をなすべきか迷つていたことがわかる。

【史料】『園太曆』延文元年(一二五六)八月廿三日条】

廿三日、天晴、雨、但自ニ晚頭ニ雲ニ庸ニ、抑頭弁時光朝臣送ニ

消息」、条々有<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>尋事」、問答続<sub>レ</sub>左、（中略）

抑此間雨以外候歟、止雨奉幣<sub>一</sub>昨日被<sub>レ</sub>行候き、然而雨脚于今不<sub>レ</sub>止候、無<sub>二</sub>正体<sub>一</sub>候、奉幣外猶可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>祈禱<sub>一</sub><sub>ノ</sub>諸社事何事候哉、先例不<sub>レ</sub>審候、示奉可<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>、（以下略）

以上、二つの史料にはそれぞれ「不審候」とあるが、二条良基や『園太曆』の記者である洞院公賢のような公事の先例に精通したと考えられる人物がこのような状態なのであるから、南北朝期の廷臣たちにとって、朝廷の止雨儀礼としては、止雨奉幣以外はほとんど考えられなかつたのだろう。

このことは、朝廷や幕府に仏教寺院が止雨を命じられた際の状況を見ても納得できるものかと思われる。

【史料】『門葉記』勤行法四 諸尊別法  
如意輪

無動寺

嘉禎四年七月六日、於<sub>二</sub>本坊<sub>一</sub>為<sub>二</sub>止雨御祈<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>修<sub>レ</sub>之、〈奉行藏人、次官頭嗣、〉

助修

支度如<sub>レ</sub>常、用途被<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>功人<sub>一</sub>了、增全任<sub>二</sub>法橋<sub>一</sub>了、

止雨法先例不分明之間、被<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>合康樂寺僧正<sub>一</sub>之處、可<sub>レ</sub>為<sub>(慈賢)</sub>

「如意輪法」之由、被<sub>レ</sub>計申之間、被<sub>レ</sub>修<sub>二</sub>此法<sub>一</sub>、

これは嘉禎四年（一一三八）に第七十七代天台座主慈源が「止雨御祈」として「如意輪法」を行つたものであるが、その際に「止雨法」の「先例」が「不分明」であつたため、康樂寺僧正（慈賢）に相談したということであるが、これは鎌倉期の台密には

「先例」たりえる「止雨法」がすぐには思い当たらなかつたことを示しているのではないか。

また、室町期においてもその状況は同様であつたと思われる。【史料】『満濟准后日記』正長二年（一四二九）六月二日、三日

条

二日。〈雨。〉自<sub>二</sub>午初<sub>一</sub>天晴。今日出京。細川右京大夫來臨。愛染護摩日中初夜用手代了。自<sub>二</sub>明日<sub>一</sub>（三日）。止雨御祈可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>勤修<sub>一</sub>之旨。自<sub>二</sub>勸修寺中納言經成卿方<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>御教書<sub>一</sub>申入。

三日。〈晴。〉既晴天之上ハ止雨御祈先可<sub>レ</sub>閣之。若降<sub>レ</sub>雨ハ雖<sub>二</sub>何時<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>始行<sub>二</sub>之旨。重又以<sub>二</sub>御教書<sub>一</sub>奉行黃門触<sub>二</sub>申入了。請文直被<sub>レ</sub>遣了。自<sub>二</sub>酉初<sub>一</sub>又降雨。仍愛染供始行了。宝池院同前。止雨御祈先例不分明。以<sub>二</sub>口伝<sub>一</sub>沙汰也。（以下略）

勸修寺経成を通じて「止雨御祈」が命じられ、「愛染護摩」を

おこなつたが、「先例」は「不分明」だとして、「口伝」に基づいて行つたことがわかる。応永三十三年（一四二二六）にも「止雨御祈」として「愛染護摩」を勤修しているが、この時には「先例」についての言及はない。おそらく、正長二年の例は応永三十三年の例（六二）を参考にしたのではないかと思われるが、これも一度だけ実施されたものでしかなかつたため、「先例」といえるほどのものはなかつたのであろう。

以上より、止雨儀礼においては、神祇による止雨奉幣が中心で、仏教による儀礼はあくまで「例外」的なものであつたといえよう。これは、祈雨儀礼において、請雨経法や水天供などの密教修法が盛んに行われたことと対照的である。孔雀経法は止雨儀礼として実施することは可能であつたとされるが（六二）、管見では行われた記録はなく、おそらく一度も止雨の目的で実施されなかつたと思われる（六三）。ただ、東大寺・興福寺・延暦寺などで止雨の読経法会が行わっていたことは注目すべきことで、これが後の儀礼の変化に関わっていることをここでは述べておきたい。

おこなつたが、「先例」は「不分明」だとして、「口伝」に基づいて行つたことがわかる。応永三十三年（一四二二六）にも「止雨御祈」として「愛染護摩」を勤修しているが、この時には「先例」についての言及はない。おそらく、正長二年の例は応永三十三年の例（六二）を参考にしたのではないかと思われるが、これも一度だけ実施されたものでしかなかつたため、「先例」といえるほどのものはなかつたのであろう。

本節では儀礼が行われた場に注目し、まず、奉幣使の場合について見ていく。

久水俊和氏は、以下の二条良基が応永四年（一三七一）の神祇官再建の際に出した史料を根拠に、室町期の奉幣は内野の神祇官から発遣されていたと指摘している（六四）。

#### 【史料 「後普光園院摂政良基（二条）奏状」（『砂巖』二、所収）】

一、神祇官者、神宮以下諸社官幣發遣之地也、就レ中有一朝家重事二時、神祇輩參籠本宮一令懇祈者、歷代之通規、明時之嘉模也、而八神殿悉破壞、大略無其形歟、匪啻廢神道尊崇之礼、剩以失祠官祈謝之便、然者急速被造立之条、偏是神事興行之最、可レ為王化太平之基、先規以左衛門府一令レ守神祇官云々、造替之後被レ触檢非違使一、且被レ仰武家一被守護歟事、

この史料の傍線部からわかるが、久水氏の指摘のように、神祇官が奉幣使発遣の場となつていたことが確認される。

それでは、祈雨・止雨奉幣の場合はどうか。以下の史料は鎌倉期のものであるが、参考になると思われる。

#### 【史料 『勘仲記』弘安十年（一二八七）五月廿四日条】

廿四日、甲寅、雨降、參院、奏事、帰參内裏、今日依

雨御祈事、成レ方角神太神宮已下被發遣、八社奉幣頼

### 第三節 儀礼の場—奉幣・修法・讀経法会—

藤奉行、於<sup>原</sup>神祇官<sup>一被二發遣</sup>、上卿<sup>、弁</sup>、伊勢幣

有御拜<sup>二</sup>、出御<sup>、所</sup>神祇候<sup>也</sup>、

止雨を目的として伊勢神宮以下八社に奉幣使が発遣されたことがわかるが、これも神祇官から発遣されている。二社奉幣発遣の場を特定できる史料は、平安時代のものしかなく判然としないが<sup>(六五)</sup>、おそらくこれと同様に、神祇官から発遣されたと見てよいのかもしれない。ただ、少し気になるのは、久水氏も引用した以下の史料の存在である。

【史料】『後慈眼院雜筆』(『九條家歴世記録』三、所収) 文龜元年(一五〇二)七月六日条

御即位条々

一、由奉幣事、神祇官造立當時難<sup>レ</sup>叶之間、發遣之儀可<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>如何哉、以<sup>一</sup>准拠之例<sup>一</sup>、自<sup>二</sup>禁中<sup>一可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>遣歟、爰康保度雖<sup>レ</sup>無<sup>二</sup>行幸<sup>一</sup>、於<sup>二</sup>幣裹<sup>一</sup>者、於<sup>二</sup>八省<sup>一</sup>有<sup>レ</sup>之<sup>云々</sup>、然者本官構<sup>二</sup>幄屋<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>發遣歟、若猶里内立<sup>二</sup>假屋<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>幣裹<sup>一</sup>哉否事、<sup>自建札門前以奉遣之准拠</sup>收准拠北側從<sup>事</sup>禁中可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>發遣之儀<sup>一</sup>、有<sup>二</sup>何<sup>事</sup><sup>一</sup>哉、兼又就<sup>レ</sup>無<sup>二</sup>大極殿及太政官序等<sup>一</sup>、於<sup>二</sup>里内<sup>一</sup>被<sup>レ</sup>行<sup>二</sup>大礼<sup>一</sup>之上者之条、又至<sup>レ</sup>無<sup>二</sup>小安殿并神祇官<sup>一</sup>者、雖<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>禁闕構<sup>二</sup>假屋<sup>一</sup>而可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>幣裹事<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>無<sup>二</sup>異儀者、</sup>

一乎、

ここでは、神祇官の造立ができてないために、由奉幣發遣の場を神祇官に「幄屋」を構えてするか、それとも「里内」すなわち里内裏に「假屋」を立ててするかで議論している。ここでは結論が記載されていないが、里内裏から奉幣使を發遣することも想定していた事実は重要であろう。管見の限りでは二社奉幣發遣の場が明記された史料は確認されていないが、当時の里内裏の門外から發遣された可能性は完全に否定できない<sup>(六六)</sup>。

次に、奉幣使を受ける側である丹生川上社と貴船社とが、中世後期にどのような状況であったのかという点について、両神社を支配下におさめていたそれぞれの権門寺社との関係を中心にして確認しておく。古代より一貫して祈雨・止雨を担う神社の地位にある丹生川上社と貴船社であるが、二十二社における地位は、前者が下から二番目、後者が最下位とかなり低かった。また、その地位の低さからすれば当然かもしれないが、前者は大和社の別宮、後者は上賀茂社の摂社(末社)であるとされている。中世の大和国は、興福寺・春日社の支配下にあり、丹生川上社神主の小川氏は、興福寺大乗院の坊人であり、春日社白人神人であった<sup>(六七)</sup>。また、貴船社の神主は上賀茂社社家であり、その支配下にあつたと考えられるが、上賀茂社の摂社であるか否かをめぐって江戸時代に何度も訴訟が行われたようである。そ

の結果はいずれも上賀茂社に有利なもので、貴船社が独立する

のは明治時代になつてからであつたとされる<sup>(六八)</sup>。このように地位があまり高くない丹生川上・貴船の二社であるが、それでも、ほぼ中世末頃まで奉幣を受けたことは注目すべきことであると考える。

次に、修法および読經法会の場について確認する。南北朝期においてそれ以前から行われていた請雨經法や孔雀經法などの修法は、もはや行われなくなつていたが、請雨經法や孔雀經御讀經が行われた神泉苑は、荒廃・汚穢に見舞われながらも、東寺が掃除したり、東寺僧が参詣したりすることで、祈雨儀礼の場として意味を失つていなかつた。神泉苑については様々な先行研究があるが<sup>(六九)</sup>、ここでは、その汚穢と第一節で見た「龍」の関係について考えてみたい。

先に述べたように、善如龍王は、具体的には「清涼權現之御事」<sup>(七〇)</sup>に「且有影向室生山」、此事有由緒、奉号善女龍王<sup>(一)</sup>とあることや、「一山記」<sup>(七一)</sup>に「善如者即一守護諸仏教授体也。此即醍醐寺青龍明神三所之内。中之一所是也。」とあることから、清瀧權現および室生龍穴の龍と異名同体の存在であつたことがわかつていて、そして、「龍」には穢を嫌い、移動する性質があつたことも知られる。

### 【史料 『古事談』第五、室生龍穴】

室生龍穴者善達龍王之所居也。件龍王初住猿沢池。昔采女投身之時。龍王避而住香山。（春日山南也）件所下人棄死人。龍王亦避住室生穴。件所賢憬僧都所行出也。賢憬者修円僧都之師也。往年日対上人有龍王尊体拝見之志

一。入一件龍穴三四町計。黒闇而其後有青天所有一之宮一。殿上人立其南砌見レ之。懸珠簾光明照耀。有風吹動珠簾間。其隙伺見彼裏。玉机上置法花經一部。頃之有二人之氣色。問云。何人來哉。上人答云。為奉拜見御体。上人日対所參入也。龍王云。於此所不未能奉見。出此穴。其趾三町計可對面也。上人即如本出穴。於約束所着衣冠給。自腰上出レ自地中。上人拝見之。即消失了。日対件所立社造立龍王体。于今見在云々。祈雨之時。於一件社頭有讀經等事云々。有感忘之時。龍穴之上有黑雲。頃之件雲周遍天上。有降雨事云々。

この史料は既に先行研究<sup>(七二)</sup>でも言及されているが、龍穴の龍（善達龍王）は元々猿沢池に棲んでおり、それが香山（高山）、室生龍穴に移つたとするもので、いざれも穢を避けてのことであつた。それならば、善如龍王も神泉苑の穢を避けて醍醐寺清

涼宮に移動したと考えることもできるが、残念ながらそういう史料は見当たらない。ただ、『太平記』卷十二「神泉苑事」には、

龍王が「他界」に移つたとか、汚穢の状況を「不快」に思つているだらうということが書かれており、

そして、このような「龍」の移動は、黒田日出男氏が御伽草子や寺社縁起を使って明らかにされたような地中の「穴道」によつてなされたと信じられていたのではないか。黒田氏は様々な聖地が「穴道」でつながっていたとするが、その中には神泉苑も含まれている（七三）。もつとも、醍醐清瀧宮や室生龍穴はそこで示されているわけではないが、そのように信じられていた可能性は高いと思われる。要するに、修法や読經法会の場合は、ほぼ同一といつても過言ではない「龍」に対する信仰によつて密接に結びついていたのである。

**第三章 中世国家的祈雨・止雨儀礼の廃絶過程**

ここからは、室町時代までに行わってきた祈雨・止雨儀礼が完全に崩壊・廃絶していく様子について具体的に見ていく。また、「諸寺社」祈禱の成立から、近世朝廷の変異祈禱への過程に

ついて検討し、併せて朝廷儀礼の「復興」についても述べる。

### 第一節 応仁の乱と儀礼の変化

朝廷儀礼のあらゆるもののが応仁の乱前後で廃絶するというよう、大幅に変化したが、当然のように祈雨・止雨儀礼も同様の道をたどった。

まず、神祇においては、応仁の乱以前は、祈雨・止雨とともに、基本的に丹生川上・貴船を対象とする一社奉幣が多かつたと考えられる。つまり、単に「祈雨奉幣（止雨奉幣）」とある場合は、丹生川上・貴船の二社を指すと思われるのであり、そうでない場合には、「十社奉幣」などというように神社の数が明記された（七四）。

また、祈雨・止雨奉幣の方法は、その準備段階の作法も含めて、様々な儀式書に記されているものからほとんど変化しなかつたものと思われる。例えば、第一章第三節で言及した『江家次第』卷第十二・神事・祈雨止雨奉幣には、儀式に必要な物品や実施内容が儀式書の中で最も詳細に記述されているが、『師守記』貞治二年（一二六四）六月九日条には、

**【史料】**『師守記』貞治三年（一二六四）六月九日条

九日、辛丑、天陰、時々雨下、今日藏人右中弁嗣房申云、今

日可レ被レ発ニ遣止雨奉幣使」、例可レ被レ致ニ沙汰ニ云々、（中略）、

今夜被レ発ニ遣止雨ニ社奉幣使ニ、上卿權中納言藤原忠光卿右

衛門督・奉行職事藏人右中弁藤原嗣房（弁方兼行）・右大史高橋秀職等参陣、六位外記不参、内記同不参之間、秀職勤代

云々、宣命已下注レ裏、（中略）

九日、（中略）

今日可レ被レ発ニ遣止雨奉幣使」、任レ例可レ被レ致ニ沙汰ニ之状、如レ件、

六月九日

四位大外記殿

右中弁嗣房判

拝申、可レ被レ奉レ遣ニ止雨奉幣使於丹生川上弁貴布祢一日時、

今月九日辛丑 時寅二点

貞治三年六月九日 権陰陽博士賀茂朝臣在音

（中略）

神祇官

勘申 止雨奉幣丹生・貴布祢両社幣帛事

丹生河上社一前

貴布祢社一前

五色絹各壹疋

生絹壹疋

糸弐匁

綿弐匁

木綿弐斤

麻弐斤

調布肆段

薦弐枚

柳弐支

赤馬弐疋

貞治三年六月九日 従五位下行權少祐齋部宿祢親有

從二位行伯資繼王

とあって、「五色絹」以下の物品は全く変化しなかつたというこ

とがわかる。その後の『康富記』嘉吉三年（一四四三）にも祈雨奉幣の記事があるが（七五）、祈雨・止雨の違いによる馬の毛色（祈雨は黒毛馬、止雨は白毛馬のちに赤馬）を除けば全く同じであり、時代が変わつても変化していなかつたといえる。だが、このような「先例」通りの儀礼は以後実施が困難になつていく。

祈雨奉幣は、応仁の乱の最中では、文明四年（一四七二）、同七年（一四七五）の二度（文明四年は費用が用意できず中止）に行われ、乱後は、文明十二年（一四八〇）、明応三年（一四九四）に行われたのみである。明応五年（一四九六）五月一日（三日）にも祈雨奉幣が行われたが、用脚が準備できず、丹生・貴船の二社に馬を献じるのみであった。また、乱後に止雨奉幣は行われた記録はない。

【史料】『親長卿記』文明四年（一四七二）五月二十九日条、六月四日条】

(勸修寺教秀)

(甘露寺)

廿九日、晴、可レ参ニ殿上ニ之由、自ニ新大納言許申之、即參内、広橋大納言同伺候、近日炎旱以外也、祈雨奉幣事元長可レ申ニ沙汰云々、可ニ存知ニ之由申之、丹生社事發遣之儀如何、申云、南都通路無ニ相違ニ之上者不レ可レ苦云々、上卿事奏聞、可レ為源中納言之由有レ仰(庭田雅行)、予即罷向仰之、(可レ為來月五日ニ之由有レ仰)、惣用事広橋大納言可レ令ニ催促(元長)云々、(赤松沙汰御年貢内云々)予退下、仰ニ合元長令レ書ニ御教書、宿紙當時難レ得之間、用ニ白紙了、仰ニ兩局一、(外記師富、官晴富宿禰有ニ敵陣、其儀雅久有ニ当陣、官方事奉行無レ例事歟、)

(中略)

四日、晴、今夕廣亞相示送云、明日奉幣事無ニ用脚ニ、先可レ被ニ延引ニ之由有レ仰云々、共趣触了、

**【史料 『御湯殿上日記』文明十二年(一四八〇)六月十四日条】**  
 十四日。二てうとのよりさくの枝まいる。けふもむしはらひあり。きうのほうへいおこなへる。く人の下行なきにより。神めいはかりひかる。

以上から、丹生川上・貴船の二社奉幣は、応仁の乱の前後で費用が捻出できないなどの理由で、従来の形を維持することがで

きなくなつており、廢絶に向かつていてることがわかる。二社の片方である丹生川上社は「戦国の争乱で次第に衰退し、所在も不明になつた」とされており(七六)、このことが二社奉幣を行うことができなくなつた最大の要因であると思われる。また、文明十二年六月十四日の事例では、「く人」、すなわち奉幣使に付き従う「衛士」(七七)の下行がなく、神馬が奉納されるだけとなつており、これに対して、宝徳三年(一四五二)六月の事例では、おそらく使は発遣されたものの、「幣物」や神馬などは付与されていない。

**【史料 『康富記』宝徳三年(一四五二)八月十六日条】**

(前略)去六月祈雨奉幣幣物御馬等不レ付ニ社家ニ云々、依レ之衛士欲レ被レ処ニ重刑ニ之間、逐電了、然間慥可レ伝ニ社家ニ之由申付了、(以下略)

これらのことから、応仁の乱前でも、一五世紀中頃には使者を二社に発遣する奉幣形式の儀礼は既に崩壊しつつあつたことが推定できる。そして、先行研究(七八)で指摘されていることはあるが、応仁の乱以前には將軍及び一部の守護から禁裏へ毎年十二月二十七日に十疋の馬が貢納されていたという。しかし、これも乱以後には廃絶してしまつたようである。かくして、奉幣の用途を調えることは極めて困難な状況に陥り、儀礼は廢絶

していったのである（七九）。

一五世紀以降の仏教による祈雨・止雨儀礼は、水天供が専ら実施されていた状況から、時代が下るにつれて「諸寺」による祈禱となる。密教による水天供廃絶は、トレンソン氏によれば、文安二年（一四四五）であるとされるが（八〇）、その結果として、史料には「祈禱」としか書かれず、具体的にどのような儀礼を行っているかわかりにくい「諸寺」による祈禱が見られるようになってくるのである。この「諸寺」による祈禱は、次節で述べる「諸寺社」祈禱と関係するものである。

## 第二節 「諸寺社」祈禱の成立と中世国家的祈雨・止雨儀礼の終焉

祈雨・止雨の丹生川上・貴船二社奉幣が廃絶した後に行われた「諸寺社」祈禱は、史料の記載内容から寺社が特定できないものが多々、どのような儀礼が行われたのかという点でも実態が不明である場合が多い。次の史料はそれをよく示している。

【史料】『御湯殿上日記』享禄二年（一五二九）七月六日条

六日。〈よるそと雨ふる。〉こんゑ殿よりはなまいる。（中略）しよししよしやへ雨の御いのり仰をいたさる。

これは、二十二社や顕密八宗の大寺などに祈雨を命じて「祈禱」させるものと予想されるが、実態はどのようなものであつたのだろうか。史料の性格上、不明といわざるを得ないが、このような事例を、さしあたり「諸寺社」祈禱と名付けることにすむ。この「諸寺社」祈禱については、史料に見られる「諸社」「諸寺」に祈禱を命じるという文言から便宜的に名付けたものであるが、一六世紀の変異祈禱体制に関する先行研究は皆無であるため、一五世紀後半から一六世紀にかけての変異祈禱を分析する一つの枠組みとして、ある程度有効であると思われる。

『建内記』永享十一年（一四三九）二月月廿八日条（八一）には、公武の祈禱として、彗星祈禱が行われているが、これにより一五世紀における「諸寺社」に相当すると思われる寺社が判明する。

る。

【史料】『建内記』永享十一年（一四三九）二月月廿八日条

廿八日、丙午、天晴、夜陰、

彗星出現事、司天〈從三位安倍有重卿〉、注進室町殿、

仍公家・武家御祈事、早可レ有其沙汰之由被レ仰中山

宰相中将、〈定親卿〉、室町殿御祈事、諸寺・諸社・護持僧

十人、祈念事、為中山奉行相触之、（中略）公家御祈事、

藏人右少弁俊秀依御祈奉行可レ申沙汰之由被レ仰之、

(中略)

諸社諸寺御祈

伊勢 八幡

賀茂 松尾 平野

稻荷 春日 大原野 廣田 住吉

。 祇園

日吉 梅宮 吉田

。 祇園

北野

東大寺 興福寺 〈七大寺同可相触一由可レ被レ仰別當一

興福寺

(隆秀)

延暦寺 園城寺 東寺

仁和寺 醍醐寺

以上から、ここで対象となつた「諸寺社」は、「諸社」が二十

二社から大神・石上・大和・広瀬・龍田・丹生川上・貴船を除い

た十五社と、「諸寺」が東大寺・興福寺などの南都七大寺、延暦寺、園城寺、東寺、仁和寺、醍醐寺の十二寺から構成されている

ことがわかる。この時点で大和国に所在する「中七社」は対象か

ら外れているが、それは既に衰退が著しかったためと推測され

る(八三)。また、同時期に祈雨奉幣の対象となつた「諸社」及び同

時に祈雨を命じられた「諸寺」は以下の史料(八三)によつて明らか

になる。

【史料 『薩戒記』永享八年(一四三六)六月五日条】

以消息仰頭中將隆遠朝臣、

祈雨奉幣可レ令レ申沙汰之由、被仰下候也、恐々謹言、

六月六日

定親

頭中將殿

書消息相触之、所謂諸社者、伊勢(祭主)、八幡(社務)、

賀茂(上下神主・祢宜)、松尾(伝伯卿)、平野(神主)、

稻荷(伝伯)、春日(神主)、大原野(同)、住吉(同)、

日吉(申座主)、梅宮(神主)、吉田(同)、廣田(伝

伯)、祇園(申座主)、北野(仰公文)、貴布祢、

〔口賀茂〕諸寺東大寺(別當)、興福寺(同)、延暦(申

座主)、園城寺(申長吏)、東寺(仰長者)、醍醐寺

(申座主三宝院)、仁和寺(申御室)、等也、

この史料に見られる「諸社」及び「諸寺」は先に見た彗星祈禱

の対象となつた寺社とほぼ同じである。これらの「諸寺社」は、

祈禱に際して「機能」した二十二社のうちの諸社であつたと推

定され、頗密の代表的な諸寺が名を連ねている。つまり、一五世

紀半ば時点での「諸寺社」は上記の寺社だつたと考えられるの

である。

このように、応仁の乱以前から見られた「諸寺社」祈禱であつ

たが、実は、亂以降にかなり変化していると思われる。今谷明氏

によると、応仁の乱ごろ、寺社の上層部たる高僧たちが一齊に京都から逃亡したため、月例祈禱の維持が困難となり、国家的祈禱を行う寺社は、戦乱で無傷だった南都と伊勢神宮が中心になる傾向があつたという<sup>(八四)</sup>。これは「国家的儀礼」としての祈雨・止雨儀礼も同じであると思われ、これこそが「諸寺社」祈禱への変化であつた。それは以下の史料<sup>(八五)</sup>でも確認される。

【史料】『時元記』文亀二年（一五〇一）七月廿六日条】

就炎旱、雨御祈事、別可レ抽精誠之旨、可レ被レ致太神宮之由也、恐々謹言、

七月廿六日 左大史判

謹上  
祭主殿

就炎旱、雨御祈事、別而可レ抽精誠之旨、可レ被レ致神宮之状如レ件、

七月廿六日 左中弁判

四位史殿

【史料】『続史愚抄』長禄元年（一四五七）八月八日条】

八日己亥。福大明神〈在近衛京極〉。祭云。為請雨御祈

〔依延文四年例仰諸社寺可レ説誦仁王經由宣下。今度故可レ加春日社〈延文無当社。子細未レ詳。〉由被レ仰

者。奉行藏人左少弁俊顕。又於室生龍穴可レ修祈雨御説經由被レ仰興福寺〕。

『時元記』は炎旱のために祈雨を神宮に命じたもので、『続史愚抄』は応仁の乱以前の事例ではあるが、春日社・興福寺を含む「諸寺社」に仁王經説經による祈雨を命じたものである。從来の「諸寺社」にも祈雨・止雨が引き続き命じられていた可能性は完全に否定できないが、年表「祈雨・止雨儀礼一覽（南北朝・室町時代以降）」から明らかのように、一五世紀の中頃以降、それまで中心でなかつた伊勢神宮や興福寺・春日社などの南都寺院が祈雨・止雨儀礼を担つていくのである。

「諸寺社」祈禱を考える上では、「祈禱」という語で神祇・全仏教のすべてに対応させ、祈禱させるという上島享氏の指摘は重要であると考える<sup>(八六)</sup>。氏によれば、個別寺社への祈禱命令は南北朝期に定着し、室町幕府は天下静謐を命じる御判御教書を大量に発布するが、寺社の性格ごとに実際の祈願方法は多様であつたために、それを「祈禱」という語で一元的に把握することで、顯密寺院、神社、禅宗、浄土宗など全ての寺社に対応可能となつたという。

つまり、本稿における「諸寺社」祈禱もこのような流れの中に存在するものといえるのではないだろうか。從來の奉幣や密教

修法では「先例」にのつとつた物品や用途の準備が必要であったが、「諸寺社」祈禱は、それらを準備しなくても実施できたものと思われ、財政的に窮乏するこの時代に合つた儀礼であつたと考えられる。この「諸寺社」祈禱の特徴としては、以下の二点が挙げられる。第一に、それまでは、神へ祈る場合は奉幣、仏に祈る場合は法会・修法というように、儀礼は「神仏隔離」状態であつたのに対し、「諸寺社」祈禱では、神社と寺院とを「一体」的に「祈禱を命じる対象」として捉え、各寺社で実施される「祈禱」の内容は異なるものであつても、それはもはや「神仏隔離」状態の儀礼ではなくなつてゐるということである。第二に、応仁の乱後の朝廷は、「祈雨」や「止雨」というように祈る「目的」は指定しているが、修法の種類などの祈る「方法」は全く指定していないことがある。これは「諸寺社」祈禱が実施される前後で明らかな変化であろう。

最後に、近世における朝廷儀礼の復興について少し触れ、また、「諸寺社」祈禱と近世の朝廷が災害時に行つた七社七寺祈禱との関連性、あるいは、祈雨・止雨の「諸寺社」祈禱の後身は、近世の朝廷による七社七寺祈禱ではないかという私見をここで述べる。

まず、近世における朝廷儀礼の復興についてであるが、これ

は、既に何度か言及している『天皇の歴史9 天皇と宗教』(八七)にまとめられている。それによれば、一六世紀末の後陽成天皇の時期から幕末にかけて、種々の儀礼が復興されたことが示されている。復興された儀礼は、その多くが「年中行事」として重視されたものであることがわかり、例えば、新嘗祭（大嘗祭）や伊勢例幣使、大祓、石清水・賀茂の臨時祭などであつたようである。また、本稿で見てきた祈雨・止雨儀礼は、毎年決まつた時期に行われるわけではなく、旱魃や長雨・洪水が発生した際の対応策であつたため「年中行事」とはいえないが、古代から中世にかけて実施されてきた種々の儀礼が近世に至つて復興されることはなかつた。復興された儀礼とされなかつたものにどのような差があつたのかは不明だが、おそらく、近世朝廷にとつての儀礼の重要性・必要性から選別されたのであろう。

次に、既に結論を示してしまつてゐるが、以下で「諸寺社」祈禱の後身が七社七寺祈禱ではないかという私見について具体的に述べる。

間瀬久美子氏は、『天皇皇族実録』(八八)を利用して、災害祈禱を例に、近世の朝廷による祈禱体制である七社七寺（二十二社の上七社と仁和寺・東大寺・興福寺・延暦寺・園城寺・東寺・広隆寺）体制成立の過程を検討している(八九)。その中で、祈雨・

止雨も取り上げられており、氏の論文の「表3近世の災害・天変祈禱」によると、江戸時代は慶長九年（一六〇四）から安政二年（一八五五）までの間に計十五回の儀礼が行われていることがわかる。その内容は、いずれも七社七寺に当てはまる寺社による祈禱であり、例外として、紫宸殿の祈雨が一例、御靈社の祈雨が一例、神泉苑における祈禱が一例あるのみとなつていて、この状況を中世末までの祈雨・止雨儀礼から考えてみると、

近世の七社七寺体制による祈雨・止雨儀礼は、「諸社寺」祈禱の後身ではないだろうかと思われる。それは、「諸社寺」祈禱が、祈雨・止雨二社奉幣などの従来の儀礼が完全に行われなくなつた後に確立し行われるようになつたものであり、その祈禱を担つた寺社は、七社七寺祈禱とほぼ重なつてゐるからである。ただ、これは何ら確証のあるものではなく、変異祈禱という臨時に行われる祈禱の「目的」と、その対象となる寺社とがかなり一致しているためにこのように考えるのである。

おわりに

昨今、「異常気象」が頻発し、生命に危機が及ぶような自然災害に見舞われることも少なくない。人命にかかるような自然

災害に関する報道を見る度に、「ちっぽけ」な我々人間には成す術などまるでなく、「神仏」に対してではなくとも、ただ少しでもよくなるように祈るしかないと思わされることがある。様々な技術が進歩しても、どうしようもない危機に陥つた時に人が考えることは、さほど変化していないのかかもしれない。前近代の日本に生きた人々が祈る対象は専ら「神仏」であったが、これを我々現代人の価値観で「迷信だ」とか「意味などない」と切り捨てるのは簡単なことである。しかし、「信仰」に基づいた彼らなりの「現実的」な対応がそのようなものであつたとすれば、それを完全に同じような立場・思考で理解することはできなくても、一定の意味をそこに見出すことができるのではないだろうか。そこに意味を見出せたかどうかは甚だ心許ない限りだが、少なくともそれをを目指し、祈雨・止雨儀礼という対象に向き合つたつもりである。

本稿では、以上のように三章にわたり、中世後期を対象として国家的祈雨・止雨儀礼について検討してきた。以下、各章の論旨をまとめるとともに、今後の課題及び展望について述べる。

第一章では、室町時代において様々な儀礼が実施された概要について見た。この時代の祈雨・止雨儀礼を論じる前提として「公武統一政権」論における祈禱の性格の分析から始め、『夕拝

備急至要抄』に列記されている祈雨・止雨の事例からこの時代に認識されていた「国家的儀礼」としての祈雨・止雨を確認した。また、この時代に特有の儀礼である京都五山ほか禅宗寺院による祈雨・止雨を取り上げ、その性格を検討したが、先行研究の指摘を追認し、「国家的儀礼」の性格を有していると結論付けた。また、古代以来の儀礼の費用について変遷をたどり、最後に祈雨・止雨奉幣を題材に、その命令系統の変遷についても言及した。

第二章では、儀礼の背景にある信仰と儀礼が行われる場に注目した。信仰については、いずれの儀礼においても背後に「龍」の存在があることを示したかったのであるが、先行研究をなぞることになり、ほとんど新たに付け加えることができなかつた。密教修法の背景にある複雑な論理と信仰を十分に論及できたとは言い難い。また、儀礼の場については奉幣使発遣の場と修法・読経法会の場である神泉苑を取り上げただけで、その他の場については言及できなかつた。ただ、古代において多様であった発遣の場が中世にかけて神祇官に集約されていく状況が新たな問題として浮かび上がつたと思われ、その変遷を明らかにする必要があろう。また、ここでは、ほとんど言及されてこなかつた止雨儀礼についても述べたが、儀礼が神祇を中心に行われてい

たことを明らかにし、その理由を「先例」化した儀礼がなかつたためであろうと推測した。

第三章では、応仁の乱等の戦乱の影響で儀礼は廃絶していくが、その具体的な過程をたどり、先行研究では正確ではなかつた奉幣形式の神祇による儀礼の廃絶状況を明確にした。また、最終的に中世の祈雨・止雨儀礼は「諸寺社」祈禱へと集約されていくことを明らかにしたが、その具体的な対象となつた寺社を推定した。「諸寺社」祈禱が従来の諸儀礼と明確に異なる点として、従来の儀礼における「神仏隔離」状態が見られなくなつていいこと、祈禱の「目的」が命令されても、その具体的な「方法」については命じられていないということを指摘した。「方法」が命じられない理由は、先例にのつとつた諸儀礼では様々な物品を朝廷が準備しなければなかつたが、「諸寺社」祈禱では祈禱を寺社に命じるだけなので、その準備が不要となり、財政が窮乏ないし破綻した当該時期において、朝廷にとつて都合よく実施できる儀礼だったからであろう。この「諸寺社」祈禱は、その後の近世朝廷における七社七寺祈禱につながるのではないかという私見を提示したが、これはその対象となつた寺社が重なるためであつて、推測による仮説に過ぎない。なお、近世の変異祈禱の状況は、史料に即した検討ができるいないため、中世から近

世にかけて、具体的に「諸寺社」祈禱から七社七寺祈禱に、どのような変化が生じたのかを明確にし得ていない。ただ、この施行期の「国家的儀礼」の実施体制については、管見の限りでは、研究が皆無であり、近世の状況を把握したうえで、時代をつなぐような研究を蓄積していく必要があると考えている(九〇)。しかしながら、中世後期において国家と宗教（仏教）の関係を論じることはもはや、「主たる論点ではなくなった」という指摘もある（九一）。これに対しても、「主たる論点ではなくなった」ことが論じる価値のないことを意味しないと考えるので、まだまだ論じる余地のある中世後期においても国家と宗教の関係は問われるべきであると思う。そうであるとすれば、本稿が祈雨・止雨儀礼に限定して論じた中世後期の「国家的儀礼」も今以上に論じられる必要がある。そこで、中世の国家的仏事・祭祀は、古代史研究の視点からは盛大な国家的仏事・祭祀が挙行された古代に比して「著しく衰退していた」と見られ、「盛時の朝議復興を指向した近世」からも同様に見られるが、「中世の公家・武家の仏事・祭祀に対する論理」は古代・近世とは異なり、「公事をこなすという規範性こそが第一義」であったという久水俊和氏の

指摘は重要であると考える（九二）。祈雨・止雨儀礼も同じことを繰り返しているように見えるが、儀礼を実施し続けることこそが重要だったのである。そうであるならば、儀礼の形が変わっても、祈雨・止雨の祈禱命令に対して儀礼が実施され続ける以上は、目的は十分に達せられていたともいえよう。

最後に、今後の課題について述べておきたい。第一に、祈雨・止雨に限定しない変異祈禱全体についての幅広い考察が必要で、これは朝廷の災害対策全般にも関わってくることであり、大きな課題であるといえる。第二に、祈雨・止雨儀礼の背後に存在する信仰世界について論じたが、「龍」を中心にするだけでは不十分であり、儀礼に関わる密教の尊格等へも検討対象を広げる必要がある。

また、これは偏に筆者の力量不足によるものであるが、各章で十分に論じられなかつた課題が存在するため、それをより正確に描き出し、祈雨・止雨儀礼はもちろん、中世後期の多様な國家的宗教儀礼の全体像を明らかにしていくことが必要であると考えている。

注

(四) 水野章二「災害と開発」(井原今朝男編『環境の日本史四 中世の環境と開発・生業』吉川弘文館、二〇一二年)一一六・一七頁。水野氏によると、中世における災害の対応としては、①宗教的対応(祈禱)、②工学的対応(堤防や河川の改修・固定)、③農学的対応(状況に合わせた作付け・品種選択)、④社会的対応(さまざまなレベルの社会集団の組織強化)の四種類があるという。そして、①宗教的対応は、国家・権門がもつとも精力を傾けた対策であることを指摘している。

(五) 大林太良「人類文化史上の雨乞い」(にひなめ研究会編『新嘗の研究4 稲作文化と祭祀』第一書房、一九九九年)八六・八七頁。大林氏は世界中の雨乞い事例を分類しながら概観している。

(六) 国司の祈雨については、武光誠「日本古代の雨乞いについて」(同『律令制成立過程の研究』雄山閣出版、一九九八年、初出一九九三年)、三宅和朗「日本古代の『名山大川』祭祀」(『古代国家の神祇と祭祀』吉川弘文館、一九九五年)、大津透「農業と日本の王權」(網野善彦ほか編『岩波講座天皇と王權を考える第三巻 生産と流通』岩波書店、二〇〇一年)などを参考照。

(四) 荘園領主による祈雨・止雨儀礼の例としては、高野山や興福寺、根来寺といった仏教寺院の事例がこれまで紹介されている。詳細は、平瀬直樹「中世高野山における祈雨の意義—宥快著『水天供表白』の分析」(『金沢大学文学部日本史学研究室紀要』一、二〇〇五年)、赤田光男「中世大和興福寺の祈雨儀礼」(『日本文化史研究』三七、帝塚山大学日本文化史学会、二〇〇六年)、三好英樹「前山寺所蔵『水天供私愚抄』と中世根来寺の祈雨」(『日本歴史』八五八、二〇一九年)を参照。

(五) 民衆による祈雨・止雨儀礼の例としては、古代においては『日本書紀』(皇極天皇元年(六四二)六月条の殺牛祈雨、中世においては『政基公旅引付』に見られる和泉国日根野荘の民衆祈雨がよく知られている例である。それぞれについては、笠井昌昭「[皇極紀] 元年条の祈雨記事をめぐって」(『キリスト教社会問題研究』三七、一九八九年)、屋敷道子「室町後期和泉国日根野荘の旱魃と風流——日根野荘の幽舞と民衆を中心として」(『人間文化研究科年報』三〇、奈良女子大学大学院人間文化研究科、二〇一四年)をなど参照。

(六) 本稿における「中世後期」は、南北朝期以降から室町幕府の滅亡という一般的と思われる期間にしておきたい。

(七)上島享氏は、朝廷が法会に僧侶を召す「公請」の対象となつた法会を「国家的法会」と称しているが、本稿における「国家的儀礼」は、この「国家的法会」を含んでおり、他に奉幣などの神祇祭祀や陰陽道祭祀などを包括するものである。上島享「中世國家と仏教」（同『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会、二〇一一年、初出一九九六年）八七六頁・注（一一）。

(八)大田壯一郎氏は、富田正弘氏とそれに追従する立場に対しても以下のように批判している。大田氏によれば、武家祈禱としての顕密諸宗の祈禱を「国家的祈禱」とみなすのは富田説の理解によっており、公家政権下の攘災・静謐祈禱と同種・同規模であること以外に積極的な理由はなく、「大法」・「秘法」という祈禱規模から「国家的」性格を見出す論者も多いという。しかしながら、本稿で扱う国家的祈雨・止雨儀礼は、武家政権による儀礼（武家祈禱）に限定されるものではなく、国家的変異祈禱の代表とすることに何ら問題はないと考える。大田壯一郎「室町幕府宗教政策論」（同『室町幕府の政治と宗教』堺書房、二〇一四年、初出一〇〇七年）一一一五頁。富田正弘「室町時代における祈禱と公武統一政権」（日本史研究会史料研究部会編『中世日本の歴史像』（創元学術双書）創元社、一

九七八年）、同「室町殿と天皇」（『日本史研究』三一九、一九八九年）も参照。

(九)祈雨儀礼を主題とする代表的な研究としては、高谷重夫『雨乞習俗の研究（オンドマンド版）』（法政大学出版局、二〇〇四年、初版一九八二年）簗元晶『雨乞儀礼の成立と展開』（岩田書院、二〇〇二年）、ステイーブン・トレーンソン『祈雨・宝珠・龍——中世真言密教の深層』（京都大学学術出版会、二〇一六年）などを挙げておく。

(一〇)中世の祈雨・止雨儀礼をあつかつた先行研究を管見の限りではあるが、以下に列挙する。密教の祈雨に関するものとして、前掲ステイーブン・トレーンソン『祈雨・宝珠・龍——中世真言密教の深層』、前掲簗元晶「水天供について」及び同「鎌倉時代の祈雨の動向」、ブライアン・小野坂・ルパート「中世前期における祈雨及び祈雨記類聚——「請雨經法」に関する一考察」（観禪鈔研究会編『観禪鈔の研究』親王善榮文庫、二〇〇四年）、松本郁代「鎌倉時代の神泉苑請雨經法指図——財團法人藤井永觀文庫所蔵『神泉苑請雨經法道場図』の紹介」（『アート・リサーチ』五、立命館大学アート・リサーチセンター、二〇〇五年）、同「神泉苑と「龍王」——室町時代「靈場」の位

相一」（『アート・リサーチ』六、立命館大学アート・リサーチセンター、二〇〇六年）があり、個別寺院の祈雨に言及したもののとして、前掲平瀬直樹「中世高野山における祈雨の意義」、宥快著『水天供表白』の分析、前掲赤田光男「中世大和興福寺の祈雨儀礼」、前掲三好英樹「前山寺所蔵『水天供私愚抄』と中世根来寺の祈雨」、石川力山「中世曹洞宗切紙の分類試論（二十一）—咒術・祈禱関係を中心として—」（『駒澤大学仏教学部研究紀要』五一、一九九三年）、細川武稔「禅宗の祈禱と室町幕府—三つの祈禱システム—」（同『京都の寺社と室町幕府』吉川弘文館、二〇一〇年、初出一〇〇四年）がある。その他、石黒吉次郎「祈雨と中世の芸能」（久保田淳編『論集中世の文学（散文篇）』明治書院、一九九四年）、斎藤元晶「中世法隆寺の雨乞について—民間雨乞習俗のルーツ—」（『御影史学論集』三七、二〇一二年）、鶴崎裕雄「雨乞いの祈り—中世の日記いろいろ—」（『こだはら』三六、帝塚山大学、二〇一四年）、竹ヶ原康弘「鎌倉幕府における祈雨祈禱」（『年報新人文学』一四、北海学園大学大学院文学研究科、二〇一七年）、中村直人「中世公家日記と自然災害・疾病」（安田政彦編『生活と文化の歴史学』八、自然災害と疾病）竹林舎、二〇一七年）、渡邊浩貴「中世舞楽面と雨乞儀礼—相模国大住郡下糟屋村の高部屋

神社を事例に—上・下』（『民具マンスリー』五三（一）・（三）、二〇二〇年）、田村憲美「一〇世紀を中心とする気候変動との世成立期の社会—降水量変動と国家的祈雨儀礼をめぐる覚書—」（中塚武監修・伊東啓介・田村憲美・水野章二編集『気候変動から読みなおす日本史4 気候変動と中世社会』臨川書店、二〇二〇年）がある。また、前掲富田正弘「室町時代における祈禱と公武統一政権」でも東寺における祈禱の一事例として祈雨・止雨が挙げられている。

（二）例外として前掲斎藤元晶「鎌倉時代の祈雨の動向」がある。鎌倉時代の祈雨（止雨はなし）儀礼を朝廷と幕府とに分けてそれぞれ概説している。ここでは、神祇については奉幣という方法が続いている点で前時代と変化なしとする。確かに奉幣という形の上では変化はないが、実施について他の儀礼と同様に藏人の関与が強くなっているという並木和子氏の指摘があり（並木和子「平安時代の祈雨奉幣」（二十二社研究会編『平安時代の神社と祭祀』国書刊行会、一九八六年）、これを考慮すべきであろう。また、斎藤氏は儀礼の実施数を重視し、それでいて儀礼が重視されていたかを判断しているようだが、それだけで儀礼の盛衰を判断すべきではないと考える。白井伊佐

牟「式内社丹生川上神社鎮座地考（上）・（下）」『史料・皇學館大學研究開発センター史料編纂所報』二三九・一四〇、二〇一三年）は、丹生川上神社の鎮座地を森口奈良吉氏の見解に基づいて再考し、祈雨・止雨奉幣の断絶、丹生川上神社神主小川氏等について考察しているが、これについては本稿も大いに関係するため、第二章第三節及び第三章で述べる。

（二）祈雨と止雨とを一体のものとして扱っている先行研究は、野口武司「六国史所見の「祈雨・祈止雨」記事」（『國學院雜誌』八七（一一）、一九八六年）、山口えり『古代国家の祈雨儀礼と災害認識』（瑞書房、二〇二〇年）、前掲並木和子「平安時代の祈雨奉幣」など。

（三）久水俊和「朝廷恒例公事の支出構造」（同『中世天皇家の作法と律令制の残影』八木書店、二〇二〇年、初出二〇一一年）。

森茂暁「室町前期の国家祈禱と幕府財政—修法供料の支出における伊勢貞国・赤松満政の関与をめぐつて—」（『福岡大学人文論叢』四二（二）、二〇一〇年）。

（四）二十二社については、岡田莊司・藤森馨「二十二社の研究史と二十二社制」（中世諸国一宮研究会編『中世諸国一宮の基礎的研究』岩田書院、二〇〇〇年）に研究史が整理され、神社ごとに関係する論文等がまとめられており、有益である。

（五）中世後期の神社研究の状況については、太田直之「室町幕府の宗教政策—將軍家御師職を中心にして」（同『中世の社寺と信仰—勧進と勧進聖の時代』弘文堂、二〇〇八年、初出二〇〇七年）一二三・一二四頁に言及されている。

（六）丹生川上社神主小川氏については、永島福太郎「丹生川上社神主小川氏に就いて—大和国民考—」（『国史学』三六、一九三八年）、前掲白井伊佐牟「式内社丹生川上神社鎮座地考（上）・

（下）」があり、白井論文では、丹生川上・貴船二社奉幣の中世末における断絶について言及しており、注目すべきである。

上賀茂社と貴船社との訴訟については、白山芳太郎「賀茂社と貴布祢社」（『神道史研究』二四（五・六）、一九七六年）、田中淳一郎「上賀茂社と貴布祢社」（大山喬平監修、石川登志雄・宇野日出生・地主智彦編『上賀茂のもり・やしろ・まつり』思文閣出版、二〇〇六年）がある。

（七）安田次郎「視覚と構成」（同『中世興福寺と大和』山川出版社、二〇〇一年）。

（八）ここでの大田氏の見解は、前掲大田壯一郎「室町幕府宗教政策論」による。また、大田氏が言及している「富田正弘氏の一連の祈禱研究」は、前掲富田正弘「室町時代における祈禱と公

「武統一政権」及び「室町殿と天皇」である。また、佐藤進一氏以来の「室町幕府による王朝諸権限の吸收」という枠組みについては、松永和浩氏も同様の指摘をしている。松永和浩「室町期における公事用途調達方式の成立過程——「武家御訪」から段錢へ——」（同『室町期公武関係と南北朝内乱』吉川弘文館、二〇一三年、初出二〇〇六年）。

(一九)大田壯一郎「足利義満の宗教空間」（同『室町幕府の政治と宗教』塙書房、二〇一四年、初出二〇〇七年）、今谷明『室町の王権——足利義満の王権篡奪計画——』（中公新書九七八、中央公論社、一九九〇年）。

(二〇)伊藤俊一・富田正弘・本多俊彦編『東寺廿一口供僧方評定引付 第4巻』（思文閣出版、二〇一九年）。

(二一)筆者作成の年表「祈雨・止雨儀礼一覧（南北朝・室町時代以降）」及び祈雨止雨儀礼の概要を参照。

(二二)『群書類従』（訂正三版、第七輯・公事部）所収。

(二三)五味文彦「書物世界の再構築 御嵯峨院政と書籍の展開」

(同『書物の中世史』みすず書房、二〇〇三年) 四一八・四一九頁。

(二四)『群書解題』第二版、第五巻、官職部・律令部・公事部・帝王部・補任部（続群書類従完成会、一九八二年）六〇頁。

(二五)京都周辺における七瀬祓については、村山修一「九 鎌倉武家社会の陰陽道」（同『日本陰陽道史総説』塙書房、一九八一年）二九七—二九八頁、山中裕「七瀬祓について」（『日本歴史』六〇八、一九九九年）を参照。

(二六)これについては第二章第二節で検討する。

(二七)久水俊和氏は「官方は国家的儀礼を催す場合が多く、藏人方は天皇の身近な調度品等の調達や、天皇の「イエ」的行事の色合いが強い儀礼活動が顕著となる」と指摘するが、祈雨儀礼においてはそのような差異は見られないようと思われる。前掲久水俊和「朝廷恒例公事の支出構造」一七四頁。

(二八)前掲細川武稔「禅宗の祈禱と室町幕府——三つの祈禱システム——」一八八・一九一頁。『応永十四年暦日記』六月十五日条（『大日本史料』第七編之八）。

(二九)原田正俊「中世後期の国家と仏教」（同『日本中世の禅宗と社会』吉川弘文館、一九九八年、初出一九九七年）三五七・三五八頁。

(三十)前掲細川武稔「禅宗の祈禱と室町幕府——三つの祈禱システム——」一九一頁。

(三一)『群書解題』第二版、第五巻、官職部・律令部・公事部・帝王部・補任部（続群書類従完成会、一九八二年）九三一頁。

頁。史料は『大日本史料』第七編之五。

(三二)前掲スティーブン・トレンソン『祈雨・宝珠・龍―中世真言密教の深層』(一七四・一七九頁)には祈雨に失敗した範俊という真言僧が逃走した事例について紹介されている。

(三三)田中本調査団編『田中穰氏旧蔵典籍古文書』所収記録類目録(『国立歴史民俗博物館研究報告』七二、一九九七年)九二頁。

(三四)「諸五山」については、細川武稔氏によれば、「京都五山および十刹に、足利氏に關係の深い寺院を加えたもの」であるという。前掲「禪宗の祈禱と室町幕府―三つの祈禱システム」、『蔭涼軒日録』文明十九年(一四八七)二月二十三日条。

(三五)前掲細川武稔「禪宗の祈禱と室町幕府―三つの祈禱システム」二〇六頁。

(三六)大津透「平安時代收取制度の研究」(同『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三年、初出一九九〇年)。論文の表10.の年料・率分の用途手続(儀式書)を参照。

(三七)大津透「財政の再編と宫廷社会」『岩波講座日本歴史 第5巻 古代5』岩波書店、二〇一五年。

(三八)〈神道大系〉朝儀祭祀編四所収『江家次第』。

(三九)白川哲郎「鎌倉期王朝国家の政治機構―公事調達を素材と

した基礎的考察」(『日本史研究』三四七、一九九一年)。

(四〇)前掲スティーブン・トレンソン『祈雨・宝珠・龍―中世真言密教の深層』一六七・一七二頁。

(四一)管見の限りではあるが、実施された水天供のうち最大のものは、正治元年(一一九九)八月一日に行われた十五壇水天供だと思われる。『醍醐寺座主次第』正治元年八月二日条(『大日本史料』第四編之六所収)を参照。

(四二)『国史大辞典』「馬寮」(山口英男氏執筆)の項。

(四三)盛本昌広「鎌倉期の馬献上の構造」(同『日本中世の贈与と負担』校倉書房、一九九七年)。

(四四)前掲久水俊和「朝廷恒例公事の支出構造」。久水氏が言及する『広光卿御教書案』は、国立国会図書館デジタルコレクション(▽ : <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2539620>)の『亞相広光

卿御教書案』で閲覧可能。

(四五)国立国会図書館デジタルコレクション『亞相広光卿御教書案』五三・五四コマ。

(四六)『大日本史料』第六編之三十四所収。

(四七)馬の相場を三百疋とするのは、桜井英治「折紙錢と一五世紀の贈与経済」(同『交換・権力・文化 ひとつの日本中世社会

論』みすず書房、二〇一七年、初出一九九六年)六五・六七頁

による。また、桜井英治・中西聰編『新体系日本史一二 流通経済史』2章「中世の貨幣・信用」(桜井氏執筆)七一页では、八坂神社記録応安五年(一三七二)十一月二十四日、三十日条を神馬(鶴毛、黒葦毛のこと)が売却された例としているが、そこでの売値は二百四十疋である。馬の毛色で多少の価格差があるのだろうが、他の史料、例えば、八坂神社記録康永二年

(一三四三)七月廿四日条には「一倉栖許ヨリノヒハリ毛馬、今夕於五条丁矢ア殿マテ売之、三貫二百文也」とあって、雲雀毛の馬を三貫二百文=三百二十疋で売却していることから考えれば、馬の相場が三百疋という評価は妥当と思われる。

(四八)『猪熊閑白記』承元二年(一二一〇)五月廿二日、六月四日、六日条。この止雨奉幣では、神馬が少なくとも丹生社には奉獻されているようである。

(四九)前掲今谷明『室町の王権—足利義満の王権篡奪計画—』八六一八七頁。

(五〇)黒田日出男『龍の棲む日本』(岩波書店、二〇〇三年)一〇八頁。

(五一)三浦俊介「神社神話の遡源—貴船神社の神話(1)—」(同『神話文学の展開—貴船神話研究序説—』思文閣出版、二〇一九

年)七・一〇頁。

(五二)前掲斎元晶『雨乞儀礼の成立と展開』所収「善如竜王と清瀧権現」(初出一九九六年)、前掲ステイーブン・トレンソン『祈雨・宝珠・龍—中世真言密教の深層』所収「醍醐寺の龍神信仰」を参照。ちなみに、斎氏は当初龍神ではなかつたとするのに対し、トレンソン氏は当初から龍神であつたと主張している。

(五三)津田徹英「寛正三年の上醍醐清瀧宮造営とその意義—延命院をめぐる範俊・義範の攻防と座主勝覚」(同『平安密教彫刻論』中央公論美術出版、二〇一六年、初出一九九二年)。

(五四)注(五二)で示した両氏の論文では『醍醐寺雜事記』は参照されているが、『水左記』逸文には言及がない。

(五五)前掲ステイーブン・トレンソン『祈雨・宝珠・龍—中世真言密教の深層』所収「中世日本における請雨經法の実修」二六

四・二六五頁。

(五六)前漢の董仲舒による『春秋繁露』には、季節ごとに土の龍を作つて雨乞いする方法が述べられており、その色は五色あることがわかる。近藤則之「董仲舒の求雨・止雨について」(『人文学研究』四、二〇〇一年)も参照。

(五七)前掲高谷重夫『雨乞習俗の研究』九九頁。

(五八)前掲スティーブン・トレーンソン『祈雨・宝珠・龍——中世真言密教の深層』所収「中世日本における請雨經法の実修」および「醍醐寺の龍神信仰」を参照。

(五九)注(五二)の論文を参照。

(六〇)注一二を参照。

(六一)『満済准后日記』応永三十三年(一四二六)六月十六日条は、以下通りである。

十六日。〈自未刻末一大雨洪水云々。〉今日自広橋儀同方就

止雨御祈事書状到来了。仍愛染供勤修之。当寺々僧等各致  
祈念。東寺同前。寺務被下知云々。

(六二)前掲スティーブン・トレーンソン『祈雨・宝珠・龍——中世真言密教の深層』三五・三六頁。

(六三)『覺禪鈔』(大正新脩大藏經圖像などに所収)には「止雨法」の項目(続群書類從第二十五輯下所収「止風雨法記」は全く同じもの)があり、様々な經典を引用して具体的な方法が列挙されているが、朝廷から命じられて行つたような事例は見当たらない。

(六四)久水俊和「内野神祇官機能の行方」(同前掲書、初出二〇一九年)二五一・二五五頁。

(六五)第一章三節で言及した『江家次第』には、発遣の場を示す記述が多数見られる。これについては三宅和朗「古代奉幣儀の検討」(同『古代國家の神祇と祭祀』吉川弘文館、一九九五年、初出)で詳細に分析されている。なお、祈雨・止雨奉幣は平安宮内裏の建春門から発遣されたとのことである。具体的には

『江家次第』第十二神事祈雨止雨奉幣条に「先レ是弁仰レ史令レ裹レ幣料」、〈於左衛門陣北座裏レ之〉立於外記門南北一、〈丹生料立レ南、貴布祢料立レ北〉御馬同立於其傍」とあることによると思われる。

(六六)『師守記』貞和元年(一三四五)八月五日条に、天下触穢に際して止雨奉幣を如何にすべきかという問い合わせがあり、天下触穢の例はないが、触穢に際しては「陣外」、すなわち左衛門陣外、建春門から発遣したという例で答えられている。

前掲三宅和朗「古代奉幣儀の検討」(七八頁)では、触穢や仏事といった内裏内の事情で左衛門陣外からの奉幣が実施されるようになつたと指摘する。

(六七)前掲永島福太郎「丹生川上社神主小川氏に就いて——大和国民考」、前掲東吉野村史編纂委員会編『東吉野村史通史編』前掲白井伊佐牟「式内社丹生川上神社鎮座地考(上)・(下)

などを参照。

貴布祢社壱前、

(六八) 前掲白山芳太郎「賀茂社と貴布祢社」、前掲田中淳一郎「上

賀茂社と貴布祢社」などを参照。

(六九) 最近の研究として、東島誠「隔壁の誕生——中世神泉苑と不可

視のシステム」(同『公共圏の歴史的創造』東京大学出版会、

二〇〇〇年、初出一九九六年)、前掲松本郁代「神泉苑と「龍

王」——室町時代「靈場」の位相——」、久水俊和「真言院・神泉

苑の諸相」(同前掲書、一〇二〇年、初出二〇一九年)がある。

(七〇) 〈神道大系〉論説編一・真言神道(下) 所収。

(七一) 『続群書類從』(三訂版・第二十七輯下・釡家部) 所収。

(七二) 赤田光男「大和における竜神信仰の聖地」『帝塚山大学人文

学部紀要』一九、二〇〇六年を参照。

(七三) 前掲黒田日出男『龍の棲む日本』一二九・一五九頁。

(七四) 第二章第二節で引用した、史料『師守記』貞和三年(一三四

七) 六月三日条を参照。

(七五) 『康富記』嘉吉三年(一四五三)五月九日条は以下の通りで

ある。(前略)

神祇官

勘申、祈雨奉幣丹生貴布祢兩社幣帛事、

丹生川上社壱前、

五色絹各一疋、 生絹一疋、

糸武匁、

綿武屯、

木綿武斤、

麻武斤、

刃武支、

衛士武人、

右依二官宣一所勘申一如レ件、

(七六) 東吉野村史編纂委員会編『東吉野村史 通史編』(東吉野村教

育委員会、ぎょうせい、一九九二年)。

(七七) 前掲『江家次第』第十二神事祈雨止雨奉幣条や、前掲注(一

二〇) 『康富記』嘉吉三年(一四五三)五月九日条にも「衛士

二(武)人」とあって、衛士が丹生川上・貴船に一人ずつ下され

ていたことが見える。

(七八) 前掲盛本昌広「鎌倉期の馬献上の構造」六四頁、『年中恒例記』(『続群書類從』二十三輯下)十二月廿七日条。

(七九) 間瀬久美子「賀茂下上社の雨乞いと朝廷の祈雨復興」(橋本政宣・宇野日出生編『賀茂信仰の歴史と文化 神社史料研究会

叢書第6輯『思文閣出版、二〇二〇年)一一〇七・一一〇八頁には、

祈雨奉幣を実施しようとして不実施となつた事例への言及がある。

(八〇)前掲スティーブン・トレーンソン『祈雨・宝珠・龍——中世真言密教の深層』一〇七、二一二、二一六、一二九頁、及び付録「祈雨法実修例の一覧」を参照。なお、トレーンソン氏は、密教による国家的祈雨法の終焉後も祈雨法の秘事が「舍利信仰」として伝えられた可能性を指摘しているが、具体的なことは述べず、今後の研究に期したいとしている。本稿では祈雨と関係する舍利信仰について言及できていないが、神泉苑池に仏舍利を奉納する祈雨が存在したことについて注目したい。仏舍利を神泉苑池に奉納する祈雨に関しては、既に前掲高谷重夫『雨乞習俗の研究』三四・三七頁において述べられている。

(八一)の史料は富田正弘氏が既に言及しているが、当時の「諸寺社」が明確にわかるため(二)でも引用した。前掲富田正弘「室町時代における祈禱と公武統一政権」三一九頁。

(八二)前掲岡田莊司・藤森馨「二十一社の研究史と二十二社制」では「近世において、二十二社の半数以上は地域の郷村鎮守としての信仰に位置付けられ、もはや国家的祭祀体系を担う機能は喪失していた」(六八五頁)としているが、それ以前にお

いても同様だったのではないか。

(八三)(一)の史料は高鳥廉氏が既に言及しているが、(二)では祈雨の際に対象となる「諸社」及び「諸寺」を示す好例であるため引用した。高鳥氏は、この史料と『薩戒記目録』永享八年五月二十七日条、六月五日条から、足利義教が伝奏中山定親に祈雨奉幣の「奉行」となることを命じ(氏によれば、本来の「奉行」は職事藏人であり、職事から綸旨(御教書)が被命令者に発給されるが、時代が下るにつれ、伝奏奉書が御教書の役割を帯び、伝奏自らが「奉行」となったとのこと)、「奉行」である伝奏から「職事」の藏人鷺尾隆遠に下知するという命令経路や文書の役割について述べている。高鳥廉「室町期の綸旨祈禱と公武関係——足利義持・義教の政治的立場をめぐって——」(『日本歴史』八四七、一一〇一八年)。

(八四)今谷明「室町時代における宗教と国制」(今谷明・高埜利彦編『中近世の国家と宗教』岩田書院、一九九八年)。

(八五)『時元記』は、国文学研究資料館日本古典籍総合目録データベース・館蔵和古書データベース( [https://base1.njl.ac.jp/infolib/meta\\_pub/G0001401K1TG](https://base1.njl.ac.jp/infolib/meta_pub/G0001401K1TG) )で閲覧可能な大和文華館蔵『小槻時元宿祢記』二二二〇マ、大日

本史料総合データベース（<https://wwwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller>）文龜二年七月二十六日条の『時元記』を参考にした。

(八六)上島享「中世国家と寺社」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座 第三巻 中世の形成』東京大学出版会、二〇〇四年）二五七頁。なお、同氏の最近の論文（上島享「日本中世の宗教史」（吉田一彦・上島享編『日本宗教史1 日本宗教を問い合わせ直す』二〇一〇年、吉川弘文館）一一九・一二二頁）では、「もう少し遡って、モンゴル襲来の際に鎌倉幕府が寺社に直接祈禱を命じたところに淵源があることが示されている。

(八七)前掲小倉慈司・山口輝臣『天皇の歴史9 天皇と宗教』一二〇・一二五、一二〇・一三三頁、特に「後陽成天皇以降の朝議復興関係年表」（一三六・一三七頁）を参照。

(八八)『天皇皇族実録』九九・一〇一（ゆまに書房、二〇〇五年）。

(八九)間瀬久美子「近世朝廷と寺社の祈禱—近世的七社七寺体制の成立と朝幕関係—」（『千葉経済論叢』五八、二〇一八年）。

（おがわ じん 人文社会科学研究中心地域文化論専攻  
二〇一九年度修了）

(九〇)仁木宏氏は、一五世紀後半以降を宗教秩序の解体期・衰退期とするだけで、国家レベルでの宗教のあり方を示すことができていない」とし、当該期に研究が盛んと目される「浄土真宗、日蓮宗、キリストン研究もそれぞれの宗派内での研究に終始している」と指摘する。仁木宏「宗教一揆」（『岩波講座日本歴史 第9巻 中世4』岩波書店、二〇一五年）一八二頁。

(九一)前掲上島享「日本中世の宗教史」一二八頁。それとともに、権門・顕密「両体制の衰退過程を論じることより、それに代わり生起する新たな秩序や時代の特徴を、中世宗教史、さらには日本宗教史全体に位置づけ、近世宗教史との連続や断絶などを考察すること」の必要性も説いている。

(九二)久水俊和「中世天皇制と仏事・祭祀」『歴史評論』八三六、二〇一九年、四六・四七頁。

# 祈雨・止雨儀礼一覧(南北朝・室町時代以降)

番号	和暦	西暦	儀礼の内容	儀礼の命令者	儀礼の実施者・場所	祈雨／止雨	種別	備考	出典
1	建武2年6月17日	1335	止雨奉幣	朝廷		止雨	神		建武二年六月記
2	建武2年6月18日	1335	止雨	朝廷		止雨	神		建武三年六月記
3	建武2年6月24日	1335	止雨奉幣	朝廷	曼殊院前大僧正慈厳	止雨	仏	左少弁甘露寺藤 長繪旨。	建武二年六月記
4	建武5年7月4日	1338	宝慶印陀羅 尼供、水天供	足利義詮	鶴岡社務頼仲	祈雨	仏		鶴岡社務記録、鶴岡 八幡宮社務職次第
5	暦応2年5月26日	1339	祈雨陀羅尼	朝廷(北朝)	丹生・貴布祢二社	祈雨	仏		鶴岡社務記録
6	暦応3年7月24日	1340	水天供	朝廷(北朝)	天台座主入道尊円親	祈雨	仏		師守記
7	暦応4年5月21日	1341	水天供	朝廷(北朝)	天台座主入道尊円親	祈雨	仏	觀感の繪旨。	水天供現行記、華頂 要略
8	康永元年7月11日	1342	大般若經一 日頃写	朝廷(北朝)	興福寺	祈雨	仏		師守記
9	康永元年7月20日	1342	祈雨奉幣	朝廷(北朝)	丹生・貴布祢二社	祈雨	神		師守記
10	康永3年6月9日	1344	尊勝陀羅尼、 水天供、宝筐 印陀羅尼		鶴岡供僧、鶴岡本坊	祈雨	仏		鶴岡社務記録
11	康永4年7月29日	1345	止雨奉幣	朝廷(北朝)	丹生・貴布祢二社	止雨	神	京都御所東山御文庫 記録(光明院宸記)、 通冬禰記、師守記	
12	貞和3年4月29日	1347	止雨奉幣	朝廷(北朝)		止雨	神	師守記	
13	貞和3年5月24日	1347	止雨奉幣	朝廷(北朝)	丹生・貴布祢二社	止雨	神	師守記	
14	貞和4年5月17日	1348	止雨奉幣	朝廷(北朝)		止雨	神	國太曆、續史愚抄	
15	貞和4年5月18日	1348	水天供			祈雨	仏	水天供現行記	
16	貞和5年6月23日	1349	止雨奉幣	朝廷(北朝)	丹生・貴布祢二社	止雨	神	師守記	
17	貞和5年6月25日	1349	止雨奉幣	朝廷(北朝)	丹生・貴布祢二社	止雨	神	師守記	
18	貞和5年7月23日	1349	武德樂干反	朝廷(北朝)	仙洞	止雨	その他	國太曆目錄	
19	延文元年8月21日	1356	止雨奉幣	朝廷(北朝)		止雨	神	國太曆、續史愚抄 新拾遺和歌集	
20	延文2年7月	1357	水天供	朝廷(北朝)	入道覺普親王	祈雨	仏	愚管記	
21	延文4年7月16日	1359	祈雨奉幣	朝廷(北朝)		祈雨	神		
22	延文4年7月21日	1359	水天供	朝廷(北朝)	青蓮院入道尊道親王、 東寺長者覺雄	祈雨	仏	水天供現行記	
23	延文4年8月5日	1359	祈雨奉幣	朝廷(北朝)		祈雨	神	愚管記	
24	貞治2年2月7日	1363	祈雨奉幣	朝廷(北朝)	丹生・貴布祢二社	祈雨	神	師守記	

26	貞治2年6月3日	1363	祈雨	足利基氏	相模覚園寺	祈雨	仏		覚園寺文書
27	貞治3年5月23日	1364	止雨奉幣	朝廷(北朝)	丹生・貴布祢二社	止雨	神	師守記	
28	貞治3年5月24日	1364	止雨奉幣	朝廷(北朝)	丹生・貴布祢二社	止雨	神	師守記	
29	貞治3年6月10日	1364	止雨奉幣	朝廷(北朝)	丹生・貴布祢二社	止雨	神	師守記	
30	貞治3年9月28日	1364	止雨奉幣(延引)	朝廷(北朝)		止雨	神	晴により延引。	師守記
31	貞治5年7月10日	1366	止雨奉幣	朝廷(北朝)	丹生・貴布祢二社	止雨	神	兼熙卿記	
32	応安元年8月8日	1368	止雨奉幣	朝廷(北朝)	東寺、醍醐寺、比叡山	止雨	仏	門葉記	
33	応安4年4月16日	1371	止雨奉幣	朝廷(北朝)		止雨	神	後村上後円融兩天皇御讓位物用帳(柳原家記録)、師守記	
34	応安5年5月8日	1372	祈雨奉幣	朝廷(北朝)		祈雨	神	続史愚抄	
35		1381	神泉苑池仏	足利義滿	常住院良瑜僧正、神泉	祈雨	仏	愚管記	
36	永徳元年6月1日	1381	水天供	朝廷(北朝)	大覺寺宮寛尊法親王、聖護院宮入道覺普親王、上乘院宮寛守法親王、良瑜僧正、慈濟僧正、宗助僧正、俊尊僧	祈雨	仏	愚管記	
37	至徳3年7月26日	1386	七壇水天供	朝廷(北朝)	東寺	祈雨	仏	東寺長者補任、続史愚抄、東金堂細要	
38	明徳2年8月6日	1391	祈雨奉幣	朝廷(北朝)		祈雨	神	続史愚抄	
39	明徳4年6月24日	1393	神泉苑(仏舍利納入、読経	足利義満	地藏院僧正道快、神泉苑	祈雨	仏	東宝記草本裏文書、柳原家記録、東寺王代記、冒公事抄	
40	明徳4年6月29日	1393	水天供		東寺、醍醐寺	祈雨	仏	東寺王代記、三宝院文書	
41	明徳4年7月4日	1393	理趣一巻、水天子反、心経 七巻		東寺	祈雨	仏	東寺王代記	
42	応永4年6月11日	1397	祈雨	足利氏満	鎌倉円覚寺衆僧	祈雨	仏	相州文書	
43	応永5年6月8日	1398	千反陀羅尼	足利氏満	鶴岡八幡宮寺供僧	祈雨	仏	鶴岡事書日記	
44	応永6年6月17日	1399	水天供			祈雨	仏	迎陽記	
45	応永6年6月24日	1399	祈雨奉幣			祈雨	神	迎陽記	
46	応永7年4月～5月	1400	祈雨			祈雨	仏(?)	興福寺略年代記、醍醐枝葉抄	
47	応永9年6月26日	1402	祈雨奉幣			祈雨	神	兼敦朝臣記	

48	応永9年7月1日	1402	水天供、請雨 経護摩	小野・広沢の各七人僧 (水天供)、御室入道永助親王(請雨経護摩)	祈雨	仏		兼敦朝臣記
49	応永9年7月7日	1402	祈雨奉幣 神泉苑掃除	神泉苑	祈雨	神		兼敦朝臣記
50	応永9年7月12日	1402		足利義満	祈雨	その他		兼敦朝臣記
51	応永9年7月13日	1402	祈雨	相国寺僧	祈雨	仏		兼敦朝臣記
52	応永11年7月20日		一壇水天供、 水天真言三 百反・同音 百反・同音	幕府	東寺御影堂	祈雨	仏	東寺百合文書
53	応永11年7月20、 21、22日	1404	神泉苑參詣 (理趣経、心 経七巻、水天 真言百反・同 止雨奉幣)	幕府	東寺廿一口僧、神泉苑	祈雨	仏	東寺百合文書
54	応永13年3月24日	1406			止雨	神		教言卿記、荒曆
55	応永13年9月2日	1406	不動呪		仁和寺第十六代入道 一品永助親王、同寺僧 十余人	止雨	仏	仁和寺御伝、真言諸 寺院記
56	応永13年9月8日	1406	百座尊勝供	幕府	東寺廿一口僧	止雨	仏	東寺百合文書
57	応永14年6月15日	1407	祈雨	幕府	相国寺、五山	祈雨	仏	教言卿記
	応永14年6月24日	1407	大般若經真 諱・法句經書 讀・書写・神泉苑 納	幕府	相国寺五百人僧	祈雨	仏	応永十四年暦日記
	応永14年7月6日	1407	祈雨	天龍寺	祈雨	仏	南禪寺祈雨停止。	応永十四年暦日記
58	応永14年7月7日	1407	祈雨	興福寺、春日社	祈雨	神、仏		応永十四年暦丁亥御造 替記
59	応永14年7月10日	1407	神泉苑掃除	東寺人夫、神泉苑	祈雨	その他	東寺奉行。	応永十四年暦日記
60	応永14年8月17日	1407	止雨	東寺、醍醐寺	止雨	仏		応永十四年暦日記、 東寺百合文書
61			神泉苑掃除	幕府	東寺人夫、神泉苑	祈雨	その他	東寺百合文書
62	応永15年6月19日	1408	一壇水天供、 真言・同音五 百反	幕府	東寺御影堂	祈雨	仏	東寺百合文書
63	応永15年6月24日	1408	六壇水天供、 真言・同音千 反	幕府	東寺	祈雨	仏	東寺百合文書
64	応永15年6月26日	1408	千反陀羅尼	幕府	東寺御影堂	祈雨	仏	東寺百合文書
65	応永15年6月27日	1408	祈雨	鎌倉府	下野鎌阿寺	祈雨	仏	鎌阿寺文書

66	応永15年7月10日	1408	七壇水天供	幕府	東寺	祈雨	仏		東寺百合文書
67	応永20年6月30日	1413	祈雨奉幣		相国寺	祈雨	仏	数日前から実施。	満済准后日記
68	応永20年7月2日	1413	祈雨奉幣			祈雨	神	再度奉幣。	満済准后日記
69	応永20年7月4日	1413	水天供	足利義持	真言・山門徒	祈雨	仏		百合文書
70	応永20年7月10日	1413	神泉苑掃除		東寺人夫、神泉苑	祈雨	その他	東寺奉行。	満済准后日記、東寺
71	応永21年6月5日	1414	一切經駁詛			相国寺	止雨	神	満済准后日記
72	応永21年7月19日	1414	祈雨奉幣			祈雨	仏		満済准后日記
73	応永22年7月19日	1415	祈雨	幕府	天龍寺、相国寺	祈雨	仏		満済准后日記
74	応永24年5月18日	1417	神泉苑參詣		三宝院・満済ら、神泉苑	祈雨	仏		満済准后日記
75	応永25年4月10日	1418	祈雨	幕府	天龍寺、相国寺、五山	祈雨	仏		満済准后日記、看聞
76	応永25年4月10日	1418	祈雨奉幣			祈雨	神		日記
77	応永25年4月21日	1418	祈雨奉幣			祈雨	神		看聞日記
78	応永25年4月25日	1418	祈雨奉幣			祈雨	神		看聞日記
79	応永25年4月27日 ～5月3日	1418	水天供	幕府	東寺、醍醐寺、山門、 三井寺	祈雨	仏	広橋兼宣奉書。5 月3日結願。	満済准后日記
80	応永25年4月29日	1418	三百三十三 人觀音懺法	幕府	南禪寺	祈雨	仏		看聞日記
81	応永25年5月11日 ～15日	1418	水天供	幕府	東寺、醍醐寺、山門、 三井寺	祈雨	仏	再度水天供。5月 15日結願。	満済准后日記
82	応永25年6月13日	1418	水天供	幕府	東寺、醍醐寺、山門、 三井寺	祈雨	仏	再度水天供。広橋 兼宣奉書。	満済准后日記
83	応永25年6月17日	1418	神泉苑仏舍 利納入	都、神泉苑	五山	祈雨	仏		満済准后日記
84	応永25年6月19日	1418	祈雨(結願)			祈雨	仏	開始日時不明。	満済准后日記
85	応永26年3月19日	1419	止雨奉幣			止雨	神		看聞日記
86	応永27年5月5日	1420	祈雨奉幣			祈雨	神		薩戒記目録
87	応永27年5月20日	1420	祈雨奉幣		諸寺	祈雨	神	再度奉幣。	看聞日記
88	応永27年6月1日	1420	水天供		東密・台密合同(東寺・ 山門・三井の三門徒)	祈雨	仏		満済准后日記、看聞
89	応永27年6月1日	1420	水天供						日記
90	応永27年7月2日	1420	孔雀經御詠 経		神泉苑	祈雨	仏	看聞日記、満済准后 日記、東寺長者補任、 続史愚抄	
91	応永28年6月2日	1421	祈雨勧行		諸五山	祈雨	仏		満済准后日記
92	応永29年6月30日	1422	水天供		醍醐寺	祈雨	仏		満済准后日記
93	応永30年3月10日	1423	止雨奉幣			止雨	神	看聞日記、兼宣公 記、薩戒記目録	

94	応永30年3月21日	1423	止雨奉幣			止雨	神	再度奉幣。	兼宣公記
95	応永33年6月12日	1426	止雨奉幣			止雨	神	兼宣公記	
96	応永33年6月16日	1426	愛染供		醍醐寺、東寺	止雨	仏	満済准后日記	
97	応永33年6月17日	1426	止雨奉幣			止雨	神	再度奉幣。	兼宣公記、薩戒記
98	応永33年8月3日	1426	止雨奉幣			止雨	神	薩戒記	
99	応永34年4月19日	1427	水天供			醍醐寺(宝池院・地藏院・理性院・報恩院・妙法院・金剛院)	仏	満済准后日記	
100	応永34年4月20日	1427	祈雨奉幣			祈雨	神	再度奉幣。二社。	兼宣公記、続史愚抄
101	応永34年5月4日	1427	祈雨奉幣			祈雨	神	再度奉幣。	兼宣公記、続史愚抄
102	正長元年7月7日	1428	祈雨			祈雨	仏	満済准后日記(後鏡)	
103	正長2年6月3日	1429	愛染供		醍醐寺	止雨	仏	満済准后日記	
104	正長2年6月3日	1429	止雨奉幣			止雨	神	師郷記	
105	正長2年6月30日	1429	祈雨奉幣			祈雨	神	建内記	
106	正長2年7月1日	1429	祈雨	幕府	諸寺・諸門跡(醍醐寺、妙法院)など	祈雨	仏	満済准后日記、建内記	
107	永享2年5月28日	1430	祈雨奉幣			祈雨	神		満済准后日記
108	永享2年5月30日	1430	祈雨奉幣			祈雨	神	再度奉幣。	師郷記
109	永享2年9月10日	1430	止雨奉幣	足利義教		止雨	神	足利義教御沙汰。	師郷記、満済准后日記
110	永享3年6月7日	1431	止雨奉幣			止雨	神		師郷記
111	永享4年6月5日	1432	祈雨奉幣			祈雨	神		満済准后日記、看聞日記
112	永享4年6月9日～ 11日	1432	神泉苑掃除		神泉苑	祈雨	その他	3日間。	続史愚抄
113	永享5年5月1日	1433	祈雨奉幣			祈雨	神		満済准后日記、薩戒記、王生家記
114	永享5年5月9日	1433	水天供	幕府	諸寺(醍醐寺、東寺、大門、三井寺、東大寺、興福寺)	祈雨	仏	満済准后日記、看聞日記、東寺百合文書	
115	永享5年5月10日	1433	祈雨奉幣			祈雨	神		師郷記、王生家譜
116	永享5年5月27日	1433	祈雨奉幣	諸社(伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、大原野、住吉、日吉、梅宮、吉田、祇園、北野、貴布祢、広田)		祈雨	神		薩戒記別記
117	永享5年6月3日	1433	水天供	幕府	諸寺(東寺、山門、密宗十ヶ所)水天供、興福寺祈雨一七日	祈雨	仏	満済准后日記、師郷記、興福寺僧淨英書写、大般若經奧書	
118	永享5年7月10日	1433	水天供	幕府	醍醐寺三宝院	祈雨	仏	満済准后日記	

119	永享5年7月12日	1433	祈雨奉幣			祈雨	神		師郷記
120	永享6年3月21日	1434	祈雨奉幣	幕府	諸五山	祈雨	神		師郷記、看聞日記
121	永享6年3月21日	1434	祈雨			祈雨	仏		満済准后日記
122	永享6年3月24日	1434	陀羅尼	水天供、千反	東寺	祈雨	仏		東寺百合文書
123	永享6年3月27日	1434	祈雨奉幣			祈雨	神	同時に祈年穀奉 幣。	師郷記
124	永享6年6月1日	1434	神泉苑池掃		神泉苑	祈雨	その他		東寺執行日記
125	永享6年7月17日	1434	祈雨奉幣	利納入	幕府	神泉苑	祈雨	仏	満済准后日記
126	永享6年7月20日	1434	水天供	幕府		祈雨	神		師郷記
127	永享6年7月24日	1434	水天供	幕府	醍醐寺三宝院	祈雨	仏		満済准后日記
128	永享6年8月1日	1434	水天供	幕府	醍醐寺三宝院	祈雨	仏	再度水天供。	満済准后日記
129	永享8年5月25日	1436	祈雨奉幣			祈雨	神		看聞日記
130	永享8年5月26日	1436	祈雨		等持寺・等持院	祈雨	仏		薩涼軒日録
131	永享8年5月27日	1436	祈雨奉幣(諸 社祈雨祈禱)	足利義教	諸五山 諸社(伊勢・石清水・賀 茂・松尾・平野・稻荷・ 春日・大原野・住吉・日 吉・梅宮・吉田・祇園・ 北野・貴布祢) 百三十人、相國寺	祈雨	神		薩戒記、薩戒記目録
132	永享8年5月28日～ 30日	1436	觀音戲法			祈雨	仏	3日間。	看聞日記
133	永享8年5月30日	1436	南都照合寺 龍池に納入	南都照合寺 龍池に納入	中性院、宝嚴院、龍池	祈雨	その他	3日間。	東寺執行日記
134	永享8年6月16日	1436	神泉苑池仏 舍利納入		真光院禪真僧正、神泉 苑	祈雨	仏		東寺執行文書、東寺 執行日記
135	永享8年6月27日	1436	神泉苑池掃		神泉苑	祈雨	その他		東寺執行日記
136	永享8年6月28日	1436	利納入		三宝院、神泉苑	祈雨	仏		東寺執行日記
137		1436	祈雨奉幣(諸 社・諸寺祈雨 祈禱)	足利義教	諸社(伊勢・八幡・賀 茂・松尾・平野・稻荷・ 春日・大原野・住吉・日 吉・梅宮・吉田・広田・ 祇園・北野・貴布祢) 諸寺(東大寺・興福寺・ 延暦寺・圓城寺・東寺・ 醍醐寺・仁和寺)	祈雨	神、仏		薩戒記、薩戒記目録

138	永享8年6月8日～13日	1436 神泉苑池掃除	神泉苑	祈雨	その他	6日間。	東寺執行日記
139	永享8年6月4日～10日	1436 水天供・呪・水天眞言(三千反)	幕府、公方 東寺	祈雨	仏	奉書。水天供・同呪に水天眞言三千反を追加し、計三千反。7日間。	東寺執行日記、東寺百合文書
140	永享8年6月29日～7月2日	1436 神泉苑池掃除	神泉苑	祈雨	その他	3日間。	東寺百合文書
141	永享9年5月25日	1437 止雨奉幣		止雨	神		看聞日記
142	永享10年7月30日	1438 祈雨奉幣	諸社、諸寺	祈雨	仏		師郷記、薩涼軒日録
143	永享11年6月26日	1439 祈雨奉幣	丹生・貴布祢二社	祈雨	神		建内記
144	永享11年7月2日	1439 祈雨	天龍寺、相國寺	祈雨	仏		薩涼軒日録
145	永享12年6月28日	1440 神泉苑池掃除	諸五山	祈雨	仏		薩涼軒日録
146	嘉吉元年4月27日	1441 止雨奉幣	神泉苑	止雨	その他		管見記、東寺執行日記
147	嘉吉元年5月26日	1441 止雨奉幣	丹生・貴布祢二社	止雨	神	四条隆夏來臨。今夕止雨二社奉幣決定。	建内記、師郷記
148	嘉吉3年5月9日	1443 祈雨奉幣	丹生・貴布祢二社	祈雨	神		康富記、建内記、看聞日記、康富記
149	嘉吉3年5月12日	1443 祈雨御修法	内裏	祈雨	仏		建内記、康富記、看聞日記、康富記
150	嘉吉3年5月13日	1443 祈雨	諸五山	祈雨	仏		看聞日記、康富記、管見記、氏経廻神事記、如是院年代記
151	嘉吉3年5月20日	1443 止雨奉幣		止雨	神	諸国洪水	
152	嘉吉3年8月16日	1443 神泉苑舍利納入	神泉苑	祈雨	仏	仏舍利納入は修法ではなく、誰が祈つたのかも不	看聞日記
153	文安2年5月26日	1445 祈雨奉幣		祈雨	神		続史愚抄
154	文安2年5月29日	1445 水天供	東寺	祈雨	仏	一臘より7日ず	東寺百合文書
155		神泉苑参詣	公武	祈雨	仏	毎朝3人ずつ。	東寺百合文書
156	文安3年5月13日	1446 止雨奉幣	神泉苑	止雨	神		師郷記
157	文安3年5月21日	1446 止雨奉幣		止雨	神		師郷記
158		祈雨	幕府	五山	祈雨	仏	康富記
159	文安4年5月18日	1447 神泉苑掃除	幕府	侍所開闢民部大輔布施(貞基)、町人夫、神泉苑	祈雨	その他	康富記
160	文安4年5月24日	1447 祈雨奉幣(延引)		止雨	神	22日、女房奉書。	建内記、康富記

161	文安4年6月3日	1447	祈雨奉幣(延引)			祈雨	神		建内記、康富記
162	文安4年7月10日	1447	祈雨奉幣(延引)			祈雨	神	降雨により延引。	建内記、康富記
163	文安4年7月18日	1447	祈雨奉幣			祈雨	神		建内記
164	文安5年6月20日	1448	止雨奉幣			止雨	神		康富記、師郷記
165	文安5年7月18日	1448	止雨奉幣			止雨	神		康富記
166	文安6年5月29日	1449	祈雨奉幣			祈雨	神		康富記目録
167	文安6年6月28日	1449	止雨奉幣			止雨	神		康富記
168	宝徳2年5月9日	1450	止雨奉幣			止雨	神		康富記
169	宝徳2年6月20日	1450	祈雨奉幣			祈雨	神		康富記
170	宝徳3年6月	1451	祈雨奉幣			祈雨	神	幣物・馬などは付 けられず。	康富記
171	宝徳3年6月1日	1451	祈雨奉幣			祈雨	神		続史愚抄
172	宝徳3年6月7日	1451	祈雨奉幣			祈雨	神		師郷記
173	宝徳3年6月13日	1451	祈雨奉幣			祈雨	神		師郷記
174	宝徳3年8月16日	1451	止雨奉幣			止雨	神		康富記
175	宝徳3年8月26日	1451	止雨奉幣			止雨	神		康富記
176	宝徳4年5月6日	1452	祈雨奉幣			祈雨	神		続史愚抄
177	宝徳4年5月25日	1452	止雨奉幣			止雨	神		続史愚抄
178	享徳元年8月26日	1452	止雨奉幣			止雨	神		続史愚抄
179	享徳2年8月3日	1453	止雨奉幣			止雨	神		康富記、師郷記
180	享徳2年8月18日	1453	止雨奉幣			止雨	神		康富記、師郷記
181	享徳3年4月18日	1454	止雨奉幣			止雨	神		師郷記
182	享徳3年6月7日	1454	止雨奉幣			止雨	神		師郷記
183	享徳3年7月27日	1454	止雨奉幣			止雨	神		康富記、師郷記
184	康正2年5月19日	1456	止雨奉幣			止雨	神		師郷記
185	康正2年5月26日	1456	止雨奉幣			止雨	神		師郷記
186	康正3年5月14日	1457	祈雨奉幣	禁裏(朝廷)		祈雨	神		山階家礼記
187		1457	祈雨三十頃	興福寺		祈雨	仏		大乘院寺社雜事記
188		1457	祈雨奉幣	朝廷		祈雨	神		続史愚抄
189	康正3年7月20日	1457	般若心経詠	五畿七道・洛中外の僧 経	祈雨	仏	近頃炎暑・彗星・ 疾病など、口宣に より宣下。	続史愚抄	

190	康正3年8月8日	1457	諸社寺仁王 経転誦、室生 龍穴御読經	諸社寺、室生龍穴	祈雨	仏	延文4年(1359) の例を踏まえ、仁 王経転誦。「諸社 寺」に今回から眷 寺を追加。興福 寺に命じて室生龍 穴御読經。	続史愚抄 続史愚抄
191	康正3年8月11日	1457	祈雨奉幣		祈雨	神		続史愚抄
192	長禄2年6月9日～ 11日	1458	祈雨看經	幕府、鹿苑院 主瑞溪	諸五山	祈雨	仏	11日、満散。 薩涼軒日録
193	長禄3年5月12日、 16日	1459	大般若經転 誦	幕府	東福寺大衆、宝殿	祈雨	仏	碧山日録
194	長禄3年5月13日～ 19日	1459	祈雨	幕府	諸寺(禪)	祈雨	仏	19日、降雨により 満散。雨足らず。 薩涼軒日録
195	長禄3年5月21日	1459	祈雨	幕府	諸寺(禪)	祈雨	仏	再度祈雨。 薩涼軒日録
196	長禄3年7月4日	1459	神泉苑仏舍 利納入	幕府	神泉苑	祈雨	仏	薩涼軒、仏舍利を 出すことを飯尾左 衛門大夫より告げ られ、仏舍利一粒 を出す。 薩涼軒日録
197	長禄3年7月4日～6 日	1459	祈雨懺法		百三十人、相国寺山門 閣上	祈雨	仏	薩涼軒日録
198	長禄3年7月6日		祈雨懺摩会		東福寺妙雲閣上	祈雨	仏	碧山日録
199	長禄3年7月6日～ 13日	1459	神泉苑參詣 (錫杖、理趣 経、尊勝陀羅 尼七反、心経 七巻、水天呪 三百反)	東寺僧、神泉苑	祈雨	仏	3人ずつ8日間。 東寺百合文書	東寺百合文書、大乘 院寺社雜事記、続史 惠抄
	長禄4年6月9日		止雨祈禱	諸社寺	止雨	神、仏		
200	長禄4年6月16日	1460	仁王經転誦	東寺	止雨	仏		
	長禄4年6月19日		最勝王經・仁 王講	興福寺	止雨	仏		大乗院寺社雜事記
201	寛正2年3月19日	1461	祈雨奉幣		祈雨	神		経堂私要抄
202	寛正2年3月22日	1461	祈雨	幕府(足利義政)諸五山・同塔頭	祈雨	仏	天下泰平を祈る。 薩涼軒日録、碧山日	

203	寛正2年7月19日	1461	神泉苑仏舍利納入	幕府	神泉苑	祈雨	佛	薩涼軒、仏舍利を出すことを飯尾左衛門大夫より告げられ、仏舍利一粒を出す。	薩涼軒日録
204	寛正4年閏6月3日	1462	祈雨奉幣			祈雨	神	(8月3日到来)。	経覚私要鈔
205	文明3年7月4日	1471	祈雨		大和七大寺	祈雨	佛	刑部卿忠弘奉書(8月3日到来)。	経覚私要鈔
206	文明3年8月30日	1471	止雨祈禱		賀茂・貴布祢二社	止雨	神		親長卿記
207	文明4年5月29日	1472	祈雨奉幣(延引)		丹生社	祈雨	神	赤松政則沙汰の年貢が費用。6月4日、用腦がないことにより延引のことにより延5月29日付の勅修寺政頭輪旨。	親長卿記
208	文明4年6月4日	1472	法華經詠誦	朝廷	興福寺	祈雨	仏	修寺政頭輪旨。	経覚私要鈔
209	文明6年6月1日	1474	祈雨		諸寺	祈雨	仏	諸社は触穢により不可。	親長卿記
210	文明7年6月19日	1475	祈雨奉幣		神泉苑	祈雨	神		実隆公記
211			神泉苑池掃除・仏舍利納入						
212	文明11年8月14日	1479	祈雨奉幣(中止)		丹生・貴布祢二社	祈雨	神	奉幣ではなく神馬献納のみ。石清水放生会のため右馬養馬部以下不在により中止。止雨・祈雨は近代自武家被申之時	晴富宿禰記
213	文明12年6月14日	1480	祈雨奉幣		丹生・貴布祢三社(?)	祈雨	神	奉馬のみ。	御湯殿上日記
214	文明13年6月8日	1481	水天眞言三百反	東寺(北面)		祈雨	仏		東寺百合文書
215	文明13年6月13日	1481	祈雨	朝廷	大和七大寺	祈雨	仏	6月8日付の甘露寺元長繪旨	大乘院寺社雜事記
216	文明14年8月16日	1482	止雨祈禱	朝廷	春日社・七大寺	止雨	神、仏	繪旨・長者宣(坊城俊名奉)。	大乘院寺社雜事記
217	明応3年7月10日	1494	祈雨奉幣		丹生・貴布祢二社	祈雨	神		御法興院記、和長卿記、言国卿記
218	明応3年7月12日	1494	祈雨奉幣			祈雨	神		御湯殿上日記、後法興院日記

219	明応5年5月3日	1496	祈雨奉幣		丹生・貴布祢二社	祈雨	神	用脚が準備できず、宣命はなく、奉馬のみ。	親長卿記
220	明応5年5月3日	1496	祈雨		諸寺諸社	祈雨	神、仏	御湯殿上日記、実隆公記、親長卿記、後法興院記、忠富王社雜事記	御湯殿上日記、実隆公記、後法興院記、忠富王社雜事記
221	明応7年5月19日	1498	祈雨		諸寺諸社(大神宮含む)	祈雨	神、仏	御湯殿上日記、実隆公記、後法興院記、忠富王社雜事記	御湯殿上日記、実隆公記、後法興院記、忠富王社雜事記
222	明応9年5月18日	1500	祈雨		諸社(松尾・稻荷・庄田等)・諸寺	祈雨	神、仏	御湯殿上日記、実隆公記、後法興院記、忠富王社雜事記	御湯殿上日記、実隆公記、後法興院記、忠富王社雜事記
223	文亀元年7月26日	1501	祈雨		大神宮	祈雨	神	御湯殿上日記、実隆公記、後法興院記、忠富王社雜事記	御湯殿上日記、実隆公記、後法興院記、忠富王社雜事記
224	文亀2年7月26日	1502	祈雨		大神宮	祈雨	神	御湯殿上日記、実隆公記、後法興院記、忠富王社雜事記	御湯殿上日記、実隆公記、後法興院記、忠富王社雜事記
225	文亀3年6月12日	1503	祈雨		諸社(大神宮含む)	祈雨	神、仏	御湯殿上日記、実隆公記、後法興院記、忠富王社雜事記	御湯殿上日記、実隆公記、後法興院記、忠富王社雜事記
226	永正元年閏3月6日	1504	祈雨		大神宮	祈雨	神	御湯殿上日記、実隆公記、後法興院記、忠富王社雜事記	御湯殿上日記、実隆公記、後法興院記、忠富王社雜事記
227	永正12年4月17日	1515	祈雨		大神宮	祈雨	神	神官伝奏庄橋守光、大神宮へ下知	守光公記
					諸社(大神宮、他)諸寺(仁和寺、六勝寺、他)	止雨	神、仏	神官伝奏庄橋守光、大神宮へ下知	宣胤卿記、永正十三年八月日次記
228	永正15年8月7日～14日	1518	止雨祈禱(尊勝供、聖觀音供、愛染王供、不動供、毘沙門天供)		仁和寺宮覚道法親王、真乘院宗一僧正、僧正房尊海、寿命院源耀僧正、宏助法印	止雨	仏	観道尊勝供、宗一聖觀音供、尊海愛染供、源耀不動供、宏助毘沙門天供、7日間。巻数あり。	永正十三年八月日次記、真言諸寺院記
					大神宮(両宮)	止雨	神		時元記
229	大永8年4月	1528	祈雨		諸寺	祈雨	仏		二水記
230	大永8年7月3日	1528	祈雨		諸寺	祈雨	仏		二水記
231	大永8年7月29日	1528	祈雨		諸寺	祈雨	仏		御湯殿上日記、巣助往年記、続南行雜錄(祐維記)
232	享禄2年7月6日	1529	祈雨		諸寺諸社	祈雨	神、仏		御湯殿上日記、巣助往年記、続南行雜錄(祐維記)
233	天文4年6月29日	1535	祈雨		諸寺諸社	祈雨	神、仏		後奈良天皇宸記、続史愚抄
234	天文14年6月10日	1545	祈雨		神宮	祈雨	神		河崎氏年代記
235	天文14年6月16日	1545	祈雨	禁裏(朝廷)	清水寺	祈雨	仏	葉室頼房沙汰。	言繼卿記
236	天文14年6月19日	1545	祈雨(祭)		吉田兼右	祈雨	神(?)		天文十四年日記

237	天文14年7月23日	1545	祈雨観音経 読誦	廷臣	祈雨	仏		御湯殿上日記
238	天文22年5月21日	1553	祈雨	山城福荷社、摠津広田 社	祈雨	神		廣田神社文書
239	天文22年6月13日	1553	祈雨、法寒 (五常樂三十 六反、青海波 二反)	紫宸殿	祈雨	その他		言繼卿記、御湯殿上 日記
240	弘治3年7月6日	1557	祈雨	諸寺諸社 諸寺諸社	祈雨	神、仏		御湯殿上日記 御湯殿上日記
241	永祿元年6月23日	1558	祈雨修法	朝廷	高野山金剛峰寺	祈雨	仏	勅使左大臣西園 寺公朝。
242	永祿2年6月1日	1559	祈雨	諸寺	祈雨	仏		続史愚抄
243	永祿2年6月3日～9 日	1559	祈雨	伯二位(白川雅業)	祈雨	神		御湯殿上日記
244	永祿3年5月29日	1560	祈雨	諸社寺 諸社寺(春日社、興福 寺)	祈雨	神、仏		続史愚抄(瑞光院記)
245	永祿3年6月20日	1560	祈雨	朝廷	祈雨	神、仏	卷數。	御湯殿上日記
246	永祿9年閏8月23日	1566	止雨	諸寺諸社	止雨	神、仏		御湯殿上日記
247	天正6年5月16日	1578	止雨		止雨	神		兼見卿記
248	天正12年7月27日 ～29日	1584	祈雨修行(祭 文)	朝廷	吉田兼見	祈雨	神	22日、中御門宣 光口宣到来。29 日、結願。
249	天正12年8月2日	1584	祈雨三ヶ日群 參・音論	朝廷	興福寺東室	祈雨	仏	多聞院日記
250	天正14年6月4日	1586	止雨	朝廷	諸寺諸社、吉田兼見	止雨	神、仏	御湯殿上日記、兼見 卿記
251	天正15年7月4日	1587	止雨	朝廷	吉田兼見	止雨	神	兼見卿記
252	天正17年6月2日	1589	祈雨	朝廷	神宮	祈雨	神	続史愚抄
253	天正17年6月7日～ 9日	1589	祈雨三十頌	朝廷	興福寺東室	祈雨	仏	5月晦日付繪旨 (6月4日到来)。 2日から7日間祈 雨を命じる。7日 から3日間。
254	天正17年6月11日	1589	祈雨	朝廷	神宮祭主	祈雨	神	御湯殿上日記、王生 家四卷之日記

本年表は、大日本史料総合データベースの「祈雨」、「止雨」の検索結果を元に作成し、同データベースの「祈AND雨」、「祈AND晴」、「旱魃」、「諸社寺」、「諸社AND諸寺」ステイブン・トレンソン『祈雨・宝珠・龍ー中世真言密教の深層』所収の年表、藤木久志編『日本中世気象災害史年表稿』で補った。